

「外国人の子供の就学状況等調査（令和7年度）」の結果について

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421568_00006.htm

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

会見・報道・お知らせ

>

報道発表

>

令和8年度 報道発表

> 「外国人の子供の就学状況等調査（令和7年度）」の結果について

「外国人の子供の就学状況等調査（令和7年度）」の結果について

令和8年5月25日

文部科学省では、全国的な外国人の子供の就学実態の把握を進め、全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、令和元年度に初めて全国的な「外国人の子供の就学状況等調査」を実施しました。

この度、第6回目の調査を令和7年5月1日現在で行い、調査結果をとりまとめましたので、公表します。

調査対象

市町村教育委員会（特別区を含む）1,741

調査項目

（1）就学状況の把握

- ・ 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
- ・ 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

（2）就学促進の取組

- ・ 外国人の子供に関する転入等の情報の取得
- ・ 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況・就学ガイドブック等の備付け
- ・ 配布の状況・記載言語
- ・ 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況
- ・ 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況
- ・ 学齢相当の外国人の子供に係る就学案内の送付状況・記載言語
- ・ 外国人の就学促進に係る支援の実施状況
- ・ 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

（3）各種規定の整備

- ・ 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
- ・ 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

（4）その他

- ・ 外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

報道発表資料 (PDF:213KB)

令和7年度 外国人の子供の就学状況等調査結果 (PDF:317KB)

令和7年度 外国人の子供の就学状況等調査結果について (PDF:3.5MB)

お問合せ先

総合教育政策局国際教育課

電話番号：03-5253-4111（代表）（内線4917）

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

(総合教育政策局国際教育課)

[ページの先頭に戻る](#)

[文部科学省ホームページトップへ](#)



令和8年5月25日

令和7年度 外国人の子供の就学状況等調査の結果について

文部科学省では、全国的な外国人の子供の就学実態の把握を進め、全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、令和元年度より全国的な「外国人の子供の就学状況等調査」を実施しています。

この度、令和7年度の調査結果をとりまとめましたので、公表します。

1 調査内容

(1) 調査基準日：令和7年5月1日

(2) 調査対象：市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

※広域連合や組合設置の教育委員会については、市町村単位で回答。

(3) 調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を发出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布）。

(4) 主な調査項目：就学状況の把握、就学促進の取組状況等

2 調査結果の概要

令和7年度における学齢相当の外国人の子供の就学状況は下表のとおり。

- 学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数） 177,726人（前回調査より 14,368人（8.8%）増加。）

- 義務教育諸学校への在籍数をはじめ、全体的に人数が増加。（不就学の可能性がある外国人の子供の数の合計（③+⑤+⑦） 9,153人 前回調査より 723人増加。）

	住民基本台帳上の人数	就学		③ 不就学	④ 転居・出国（予定含む）	⑤ 就学状況把握できず	⑥ その他	①～⑥計	⑦（参考）住民基本台帳の人数との差
		① 義務教育諸学校	② 外国人学校						
小学生相当合計人数	121,964	104,075	8,016	591	3,978	5,088	108	121,856	108
中学生相当合計人数	55,762	46,711	3,933	320	1,682	2,925	70	55,641	121
合計人数	177,726	150,786	11,949	911	5,660	8,013	178	177,497	229

- ※1 別添資料（R7 就学状況等調査結果）P.6の【結果を見る上での留意点】を参照のこと。
- ※2 不就学の外国人の子供の数は911人（前回調査（令和6年度）の1,097人より186人減少。）
- ※3 ⑤「就学状況把握できず」は、教育委員会が就学状況の把握を試みたが不在や連絡不通により把握ができなかった者を指している。参考値として、⑦「住民基本台帳上の人数との差」を表示しており、⑦には、⑤に計上されない「教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校（国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校）については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。
- ⑥「その他」は、①～⑤のいずれにも該当しない者（日本の義務教育諸学校や外国人学校には就学してはいるが、母国等の学校のオンライン教育を受講している等）である。
- なお、調査対象は各地方公共団体に住民登録がなされている外国人の子供、また生年月日を基準とした回答としているが、下学年での受入等実際の在籍状況を回答している場合がある。

（参考）学齢相当の外国人の子供がいる地方公共団体数

- ・ 学齢相当の外国人の子供が 1人以上いる地方公共団体数 1,298 (74.6%)
前回調査 1,288 (74.0%) より増加
- ・ 学齢相当の外国人の子供が 10人以上いる地方公共団体数 753 (43.3%)
前回調査 736 (42.3%) より増加

3 調査結果を踏まえた今後の対応について

- (1) 令和2年に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づき、各地方公共団体では、就学状況把握等の取組が着実に推進されたものと捉えているが、同指針に基づく取組がさらに進むよう周知していく。
- (2) 文部科学省の補助事業である「外国人の子供の就学促進事業」の活用等により、引き続き地方公共団体が行う就学状況把握及び就学促進のための更なる取組の推進を図る。
- (3) 前回調査と同様、今回の調査においても各地方公共団体における取組事例を公表する予定であり、教育委員会のみならず住民基本台帳部局等の関連部局含め地方公共団体に広く周知を行う。

<担当> 総合教育政策局国際教育課

課 長 金城 太一

外国人児童生徒教育専門官 大野 照子

電話：03-6734-4917（直通）

「外国人の子供の就学状況等調査」令和7年度調査結果



文部科学省

調査の目的

- 学齢相当の外国人の子供の就学状況や地方公共団体（教育委員会を含む）における就学促進の取組状況を継続して把握する。
※ 本調査は、令和元年度から全国調査として実施しており、今回が6回目の調査となる。
- 就学状況の把握に係る進捗状況や課題を整理し、各地方自治体の取組の改善を促す。

調査対象

全市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

調査時点

令和7年5月1日

主な調査結果

学齢相当の外国人の子供の数、義務教育諸学校への在籍数は、ともに調査開始以来最多。
不就学の可能性のある子供の数は、前回調査から723人増加している。

単位：人

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数							⑦ (参考) 住民基本台帳上の人数との差	不就学の可能性のある子供の数 (③⑤⑦の合計)
		就学者数		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況把握できず	⑥ その他	計		
		① 義務教育諸学校	② 外国人学校							
令和元年度	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	-	113,698	10,132	19,420
令和3年度	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	-	132,510	800	10,046
令和4年度	136,923	116,288	9,180	778	3,272	6,675	-	136,193	730	8,183
令和5年度	150,695	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432	8,601
令和6年度	163,358	138,418	11,615	1,097	4,751	7,213	144	163,238	120	8,430

令和7年度

合計人数	177,726	150,786	11,949	911	5,660	8,013	178	177,497	229	9,153
【構成比】 (前年度)	-	85.0% (84.8%)	6.7% (7.1%)	0.5% (0.7%)	3.2% (2.9%)	4.5% (4.4%)	0.1% (0.1%)	100%	-	-
小学校相当 合計人数	121,964	104,075	8,016	591	3,978	5,088	108	121,856	108	5,787
中学校相当 合計人数	55,762	46,711	3,933	320	1,682	2,925	70	55,641	121	3,366

留意点 ※不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数の合計（③＋⑤＋⑦）は9,153人。

⑤は教育委員会が就学状況の把握を試みたが不在や連絡不通により把握ができなかった者。

※⑥は①～⑤のいずれにも該当しない者（母国等の学校のオンライン教育を受講している等）。

(担当：総合教育政策局国際教育課)

令和7年度
外国人の子供の就学状況等調査結果
について

令和8年5月

文部科学省
総合教育政策局国際教育課

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託業務として、株式会社サンビジネスが実施した令和7年度「外国人の子供の就学状況等及び受入状況等の把握に関する調査事業」の成果をとりまとめたものです。

目 次

令和7年度	1
第1章 調査概要	1
1.1 調査概要	1
1.1.1 調査基準日	1
1.1.2 調査実施期間	1
1.1.3 調査対象	1
1.1.4 調査手法	1
1.2 主な調査項目	1
1.3 留意点	2
第2章 調査の結果	3
2.1 就学状況の把握	3
2.1.1 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数	3
2.1.2 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況	6
2.2 就学促進の取組	12
2.2.1 外国人の子供に関する転入等の情報の取得	12
2.2.2 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況	14
2.2.3 2.2.2で就学に関する説明を行う際の説明者	16
2.2.4 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況	18
2.2.5 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先	20
2.2.6 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語	22
2.2.7 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況	26
2.2.8 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況	27
2.2.9 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成を行うことができない理由	29
2.2.10 学齢相当の外国人の子供に係る就学案内の送付状況	30
2.2.11 (就学案内を送付している場合) 就学案内の記載言語	32
2.2.12 外国人の就学促進に係る支援の実施状況	36
2.2.13 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための 取組状況	39
2.2.14 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための 取組状況(その他の取組)	45
2.3 各種規定の整備	46
2.3.1 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況	46

2.3.2	地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況	48
2.3.3	規定している規則等の名称	50
2.4	その他	51
2.4.1	外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策	51
	参考資料	54
	令和7年度外国人の子供の就学状況等調査 調査票	54

第1章 調査概要

1.1 調査概要

1.1.1 調査基準日

令和7年5月1日を基準日としている。

1.1.2 調査実施期間

令和7年9月1日～令和7年10月31日

1.1.3 調査対象

市町村教育委員会（特別区を含む）1,741

※ 以下「市町村教育委員会」とする。

※ 広域連合や組合設置の教育委員会については、市区町村単位で回答。

1.1.4 調査手法

都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を発出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布）。回答はオンライン回答システム、もしくはエクセル調査票で回収。

1.2 主な調査項目

(1) 就学状況の把握

- 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数
- 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

(2) 就学促進の取組

- 外国人の子供に関する転入等の情報の取得
- 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況
- 就学ガイドブック等の備付け・配布の状況・記載言語
- 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況
- 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況
- 学齢相当の外国人の子供に係る就学案内の送付状況・記載言語
- 外国人の就学促進に係る支援の実施状況
- 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

(3) 各種規定の整備

- 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況
- 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

(4) その他

- 外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

1.3 留意点

- 本調査における「外国人の子供」とは、日本国籍を有しない者とし、日本国籍との二重国籍者は含まない。ただし、自治体により、外国籍の子供の日本国籍の有無の確認が取れない場合は、外国人の子供として対象に含めている。
- 「n」は、構成比算出の母数（地方公共団体数）を示している。
- 百分率による集計では、回答地方公共団体数（該当質問における該当者数）を100%として算出し、図表の数字に関しては小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記している。また、複数回答の設問では、全ての比率の合計が100%を超えることがある。
- 「貴地方公共団体」と明示して質問をしている項目については、教育委員会に限らず、自治体内の他部署の取組等も含むこととする。「貴教育委員会」と明示して質問をしている項目については、他部署の取組等は含めないこととする。

第2章 調査の結果

2.1 就学状況の把握

2.1.1 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数

Q3.

貴地方公共団体における学齢相当の外国人の子供について、次の区分（生年月日を基準とする）に従い住民基本台帳上の人数を回答してください。

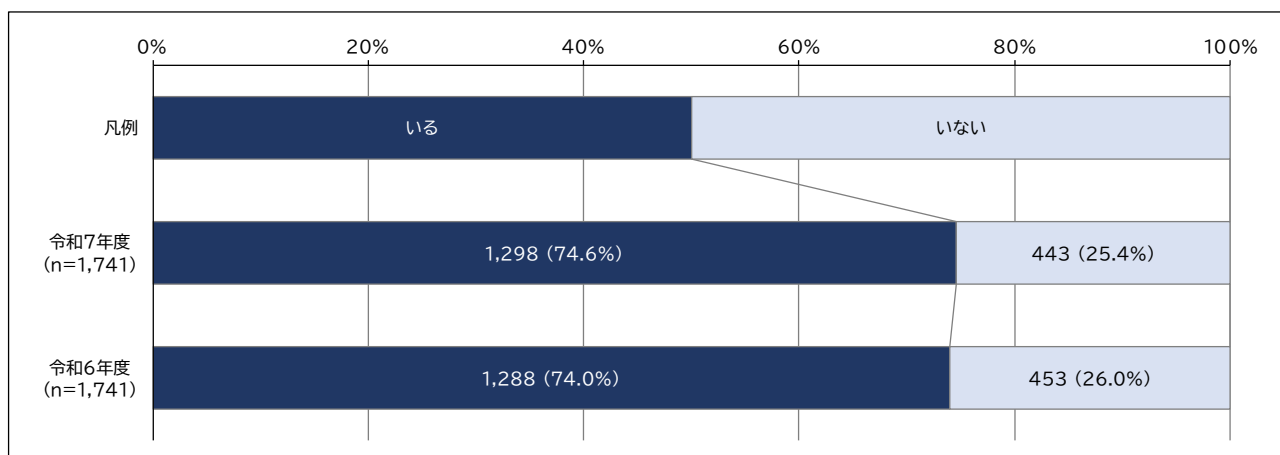
なお、本項目は、2025年5月1日を基準日として回答してください。

(1) 人数

- 外国人の子供の合計人数（全地方公共団体合計）

	小学生相当計	中学生相当計	合計
令和7年度	121,964	55,762	177,726
令和6年度	114,792	48,566	163,358

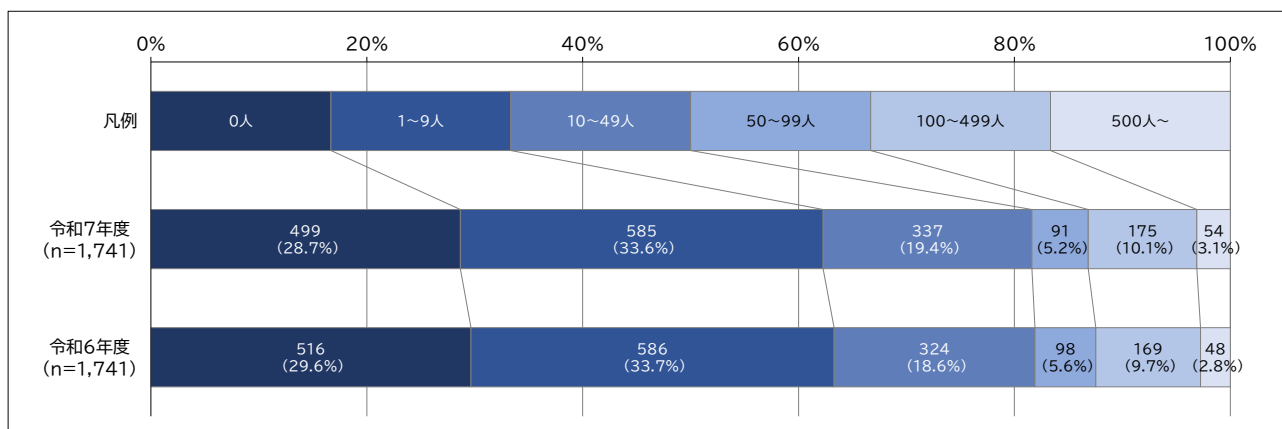
- 外国人の子供の有無別 地方公共団体数



(2) 人数規模

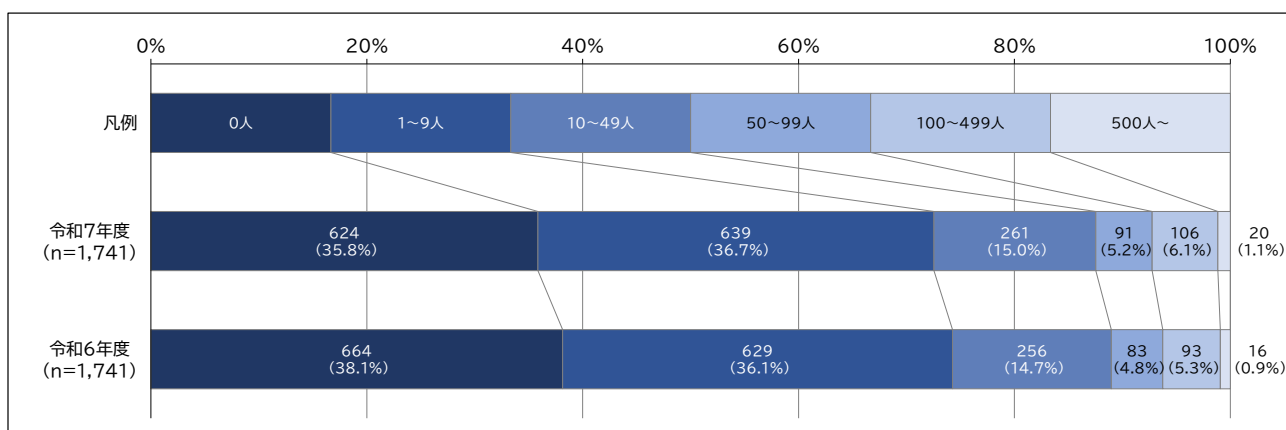
● 小学生相当

		総数 (n)	0人	1~9人	10~49人	50~99人	100~499人	500人~
令和7年度	地方公共団体数	1,741	499	585	337	91	175	54
	構成比 (%)	100.0%	28.7%	33.6%	19.4%	5.2%	10.1%	3.1%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	516	586	324	98	169	48
	構成比 (%)	100.0%	29.6%	33.7%	18.6%	5.6%	9.7%	2.8%



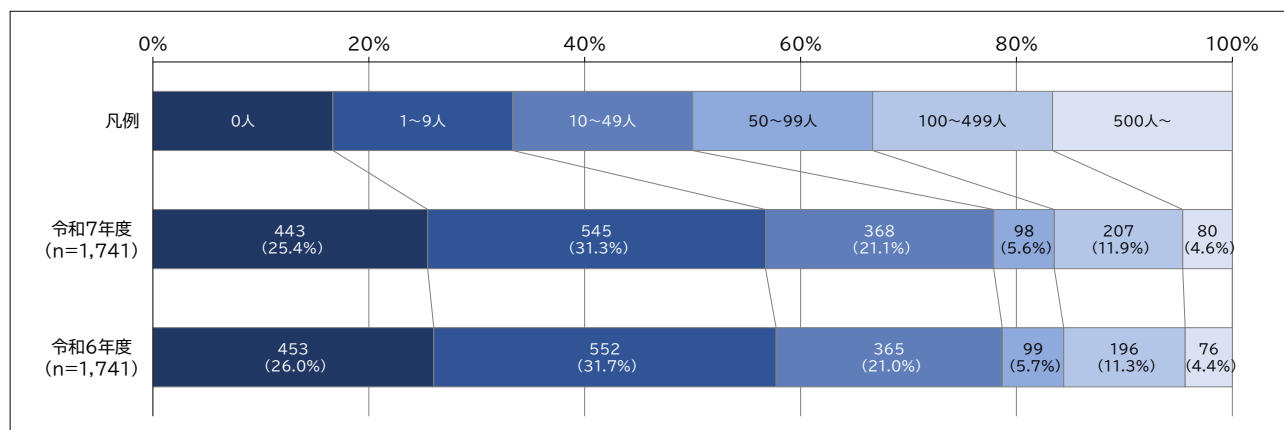
● 中学生相当

		総数 (n)	0人	1~9人	10~49人	50~99人	100~499人	500人~
令和7年度	地方公共団体数	1,741	624	639	261	91	106	20
	構成比 (%)	100.0%	35.8%	36.7%	15.0%	5.2%	6.1%	1.1%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	664	629	256	83	93	16
	構成比 (%)	100.0%	38.1%	36.1%	14.7%	4.8%	5.3%	0.9%



● 小学生相当・中学生相当 計

		総数 (n)	0人	1~9人	10~49人	50~99人	100~499人	500人~
令和7年度	地方公共団体数	1,741	443	545	368	98	207	80
	構成比 (%)	100.0%	25.4%	31.3%	21.1%	5.6%	11.9%	4.6%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	453	552	365	99	196	76
	構成比 (%)	100.0%	26.0%	31.7%	21.0%	5.7%	11.3%	4.4%



2.1.2 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

Q4～Q9.

貴地方公共団体における学齢相当の外国人の子供について、次の区分に従い人数を回答してください。

【結果を見る上での留意点】

- *1. 調査基準日時点で各地方公共団体が把握する情報に基づき可能な範囲で回答を求めたものであり、各地方公共団体に対して学校や各家庭への改めての照会を依頼したものではない。
- *2. 調査対象は、各地方公共団体に住民登録がなされている外国人の子供であるが、住民登録の有無にかかわらず実際の在籍数に基づき回答している場合がある。
- *3. 各学年区分については生年月日を基準とした回答としているが、義務教育諸学校においては、下学年での受入対応等により年齢相当とは異なる学年・学校種への在籍状況を回答している場合がある。
- *4. 本調査項目でいう「就学」とは、学校教育法上の「就学」とは異なり、義務教育諸学校のほか、外国人学校への在籍も含んでいる。
- *5. 表の各区分については以下のとおり。
 - ① 義務教育諸学校：国公立小・中・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）を指す。
 - ② 外国人学校：専ら外国人の子供の教育を目的としている施設を指し、各種学校として認可されているか否かを問わない。
 - ③ 不就学：義務教育諸学校、外国人学校のいずれにも就学していないことが確認できた者を指す。地域の日本語教室等に通っていても、義務教育諸学校、外国人学校に在籍していない場合はこれに含む。
 - ④ 転居・出国：就学しておらず、住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に転居・出国していること又は近日中にその予定であることが確認できた者を指す。
 - ⑤ 就学状況把握できず：就学案内の送付、家庭訪問、電話等により就学状況の把握を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の把握ができなかった者を指す（教育委員会が就学状況の把握を試みていない者は含まない）。
 - ⑥ その他：上記①～⑤のいずれにも該当しない者（日本の義務教育諸学校や外国人学校には就学してはいないが、母国等の学校のオンライン教育を受講している等）を指す。
 - ⑦ Q3合計との差：「⑤就学状況確認できず」に計上されない「教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者」等が含まれるものと考えられる。ただし、*2・3等により、本設問と設問Q3を単純に比較することはできず、あくまで参考値である。

(1) 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況 (全体)

● 令和7年度

	就学		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況 把握できず	⑥ その他	①～⑥ 計	⑦(参考) 住民基本台帳の 人数(Q3)との差
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校						
小学生相当 合計人数	104,075	8,016	591	3,978	5,088	108	121,856	108
構成比(%)	85.4%	6.6%	0.5%	3.3%	4.2%	0.1%	100.0%	-
中学生相当 合計人数	46,711	3,933	320	1,682	2,925	70	55,641	121
構成比(%)	84.0%	7.1%	0.6%	3.0%	5.3%	0.1%	100.0%	-
合計人数	150,786	11,949	911	5,660	8,013	178	177,497	229
構成比(%)	85.0%	6.7%	0.5%	3.2%	4.5%	0.1%	100.0%	-

● 令和6年度

	就学		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況 把握できず	⑥ その他	①～⑥ 計	⑦(参考) 住民基本台帳の 人数(Q3)との差
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校						
小学生相当 合計人数	97,884	7,884	773	3,322	4,739	92	114,694	98
構成比(%)	85.3%	6.9%	0.7%	2.9%	4.1%	0.1%	100.0%	-
中学生相当 合計人数	40,534	3,731	324	1,429	2,474	52	48,544	22
構成比(%)	83.5%	7.7%	0.7%	2.9%	5.1%	0.1%	100.0%	-
合計人数	138,418	11,615	1,097	4,751	7,213	144	163,238	120
構成比(%)	84.8%	7.1%	0.7%	2.9%	4.4%	0.1%	100.0%	-

※ 小・中・計はそれぞれ、「①～⑥計」と⑦の合計値が学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の合計人数と一致する。

※ 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑦)、9,153人となる(さらに④を加えると14,813人)。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍しているも、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

(2) 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

(都道府県・指定都市別(小学生相当・中学生相当 計))

● 令和7年度 都道府県(指定都市を含む)別人数

	就学		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況 把握できず	⑥ その他	①～⑥ 計	⑦(参考) 住民基本台帳の 人数(Q3)との差
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校						
北海道	1,064	17	24	54	116	0	1,275	-1
青森県	122	7	3	6	0	0	138	0
岩手県	148	70	2	5	3	3	231	0
宮城県	634	73	6	1	14	0	728	0
秋田県	51	79	0	2	0	0	132	30
山形県	153	1	1	4	0	0	159	0
福島県	410	0	2	19	8	2	441	-3
茨城県	4,429	92	11	59	237	10	4,838	0
栃木県	2,466	49	5	73	56	1	2,650	-6
群馬県	4,137	237	20	74	149	10	4,627	16
埼玉県	14,520	233	137	612	276	7	15,785	59
千葉県	11,006	216	61	546	229	5	12,063	10
東京都	26,079	5,414	72	1,565	3,655	26	36,811	90
神奈川県	14,382	1,525	41	385	950	20	17,303	-20
新潟県	505	0	29	8	4	0	546	-3
富山県	1,066	1	18	26	4	5	1,120	0
石川県	551	0	8	11	15	0	585	0
福井県	487	1	0	24	0	0	512	1
山梨県	857	64	2	11	7	4	945	-1
長野県	1,695	37	8	57	8	0	1,805	-3
岐阜県	3,874	127	37	94	43	7	4,182	0
静岡県	6,724	545	88	98	119	6	7,580	17
愛知県	19,223	793	144	439	553	15	21,167	-1
三重県	4,087	101	15	130	13	8	4,354	0
滋賀県	1,943	107	2	55	7	0	2,114	0
京都府	1,757	225	2	179	23	6	2,192	0
大阪府	12,311	544	22	457	1,090	25	14,449	31
兵庫県	4,467	843	26	207	139	8	5,690	0
奈良県	506	10	15	30	2	1	564	-9
和歌山県	185	25	0	5	1	0	216	0
鳥取県	117	2	4	10	0	0	133	0
島根県	323	0	0	5	0	0	328	0
岡山県	954	44	4	61	26	0	1,089	0
広島県	2,215	53	41	93	16	1	2,419	0
山口県	372	7	0	13	33	0	425	0
徳島県	209	0	2	8	1	0	220	0
香川県	518	0	2	2	1	1	524	13
愛媛県	286	7	2	14	0	0	309	0
高知県	97	0	2	3	1	0	103	0
福岡県	3,389	221	18	143	135	0	3,906	0
佐賀県	173	0	0	2	4	4	183	0
長崎県	224	1	5	4	0	1	235	0
熊本県	364	92	0	42	11	0	509	0
大分県	313	0	8	9	0	0	330	0
宮崎県	188	3	0	4	3	0	198	0
鹿児島県	198	1	5	5	0	0	209	0
沖縄県	1,007	82	17	6	61	2	1,175	9
合計	150,786	11,949	911	5,660	8,013	178	177,497	229

※ ⑦(参考)欄がマイナスになっていることについては、P.6【結果を見る上での留意点】*2及び*3を参照。

● 令和7年度 指定都市別人数

	就学		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況 把握できず	⑥ その他	①～⑥ 計	⑦(参考) 住民基本台帳の 人数(Q3)との差
	① 義務教育諸学校	② 外国人学校						
札幌市	554	0	1	47	109	0	711	0
仙台市	424	71	2	0	12	0	509	0
さいたま市	2,278	93	43	102	0	1	2,517	0
千葉市	2,118	30	3	190	0	1	2,342	0
横浜市	6,305	1,082	28	148	695	16	8,274	0
川崎市	2,524	197	3	88	153	2	2,967	0
相模原市	894	40	0	56	2	0	992	0
新潟市	177	0	9	0	0	0	186	0
静岡市	394	0	1	12	38	0	445	0
浜松市	2,029	182	18	3	0	0	2,232	17
名古屋市	5,150	326	89	224	18	13	5,820	0
京都市	1,273	209	2	152	0	3	1,639	0
大阪市	7,073	389	1	259	881	12	8,615	0
堺市	786	0	0	9	57	0	852	22
神戸市	1,984	568	1	81	87	6	2,727	0
岡山市	555	5	0	36	21	0	617	0
広島市	940	50	12	31	0	0	1,033	0
北九州市	472	32	3	13	22	0	542	0
福岡市	1,870	147	0	99	104	0	2,220	0
熊本市	219	59	0	41	11	0	330	0
指定都市計	38,019	3,480	216	1,591	2,210	54	45,570	39

※ ⑦(参考)欄がマイナスになっていることについては、P.6【結果を見る上での留意点】*2及び*3を参照。

● 都道府県（指定都市を含む）別人数

	就学				③ 不就学		④ 転居・出国 (予定含む)		⑤ 就学状況 把握できず		⑥ その他		①～⑥ 計		⑦(参考) 住民基本台帳の 人数(Q3)との差	
	① 義務教育諸学校		② 外国人学校													
	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度
北海道	1,064	965	17	12	24	95	54	21	116	2	0	1	1,275	1,096	-1	-2
青森県	122	112	7	4	3	0	6	9	0	0	0	2	138	127	0	1
岩手県	148	138	70	48	2	6	5	5	3	2	3	0	231	199	0	0
宮城県	634	579	73	68	6	4	1	2	14	2	0	0	728	655	0	39
秋田県	51	93	79	0	0	3	2	3	0	0	0	0	132	99	30	0
山形県	153	139	1	0	1	2	4	3	0	0	0	0	159	144	0	0
福島県	410	385	0	0	2	0	19	23	8	7	2	0	441	415	-3	5
茨城県	4,429	3,979	92	77	11	25	59	65	237	207	10	8	4,838	4,361	0	109
栃木県	2,466	2,348	49	51	5	25	73	49	56	61	1	1	2,650	2,535	-6	-3
群馬県	4,137	3,891	237	219	20	44	74	91	149	133	10	3	4,627	4,381	16	0
埼玉県	14,520	13,453	233	244	137	160	612	355	276	156	7	5	15,785	14,373	59	15
千葉県	11,006	10,200	216	245	61	67	546	484	229	225	5	10	12,063	11,231	10	-77
東京都	26,079	23,537	5,414	5,110	72	60	1,565	1,342	3,655	3,339	26	5	36,811	33,393	90	0
神奈川県	14,382	12,884	1,525	1,412	41	52	385	353	950	952	20	18	17,303	15,671	-20	-11
新潟県	505	538	0	2	29	2	8	17	4	2	0	1	546	562	-3	2
富山県	1,066	1,010	1	1	18	17	26	24	4	6	5	2	1,120	1,060	0	0
石川県	551	542	0	0	8	8	11	9	15	1	0	0	585	560	0	1
福井県	487	473	1	0	0	2	24	21	0	1	0	0	512	497	1	0
山梨県	857	819	64	52	2	3	11	7	7	8	4	0	945	889	-1	-2
長野県	1,695	1,491	37	33	8	15	57	50	8	1	0	1	1,805	1,591	-3	-1
岐阜県	3,874	3,714	127	163	37	35	94	97	43	24	7	12	4,182	4,045	0	1
静岡県	6,724	6,410	545	553	88	141	98	120	119	117	6	25	7,580	7,366	17	90
愛知県	19,223	18,339	793	836	144	115	439	371	553	515	15	25	21,167	20,201	-1	3
三重県	4,087	3,920	101	129	15	17	130	109	13	6	8	9	4,354	4,190	0	0
滋賀県	1,943	1,813	107	166	2	2	55	38	7	7	0	0	2,114	2,026	0	0
京都府	1,757	1,590	225	237	2	2	179	184	23	19	6	2	2,192	2,034	0	-1
大阪府	12,311	10,536	544	522	22	27	457	320	1,090	999	25	5	14,449	12,409	31	-43
兵庫県	4,467	4,115	843	875	26	31	207	173	139	132	8	2	5,690	5,328	0	0
奈良県	506	464	10	24	15	11	30	19	2	6	1	1	564	525	-9	-12
和歌山県	185	157	25	30	0	2	5	4	1	1	0	0	216	194	0	0
鳥取県	117	113	2	2	4	7	10	0	0	0	0	0	133	122	0	0
島根県	323	293	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	328	298	0	0
岡山県	954	855	44	50	4	5	61	53	26	17	0	0	1,089	980	0	0
広島県	2,215	2,058	53	52	41	36	93	64	16	35	1	1	2,419	2,246	0	0
山口県	372	340	7	15	0	2	13	10	33	19	0	3	425	389	0	0
徳島県	209	178	0	0	2	2	8	8	1	1	0	0	220	189	0	2
香川県	518	449	0	0	2	9	2	14	1	2	1	0	524	474	13	-1
愛媛県	286	251	7	7	2	4	14	8	0	0	0	0	309	270	0	0
高知県	97	86	0	0	2	4	3	2	1	1	0	0	103	93	0	0
福岡県	3,389	3,022	221	202	18	24	143	153	135	120	0	0	3,906	3,521	0	0
佐賀県	173	166	0	3	0	0	2	6	4	0	4	0	183	175	0	4
長崎県	224	200	1	2	5	9	4	4	0	1	1	1	235	217	0	0
熊本県	364	356	92	95	0	0	42	18	11	2	0	0	509	471	0	2
大分県	313	296	0	3	8	12	9	9	0	0	0	0	330	320	0	0
宮崎県	188	166	3	3	0	0	4	0	3	3	0	0	198	172	0	0
鹿児島県	198	204	1	0	5	6	5	13	0	2	0	0	209	225	0	-1
沖縄県	1,007	751	82	68	17	4	6	16	61	79	2	1	1,175	919	9	0
合計	150,786	138,418	11,949	11,615	911	1,097	5,660	4,751	8,013	7,213	178	144	177,497	163,238	229	120

※ ⑦(参考)欄がマイナスになっていることについては、P.6【結果を見る上での留意点】*2及び*3を参照。

● 指定都市別人数

	就学				③ 不就学		④ 転居・出国 (予定含む)		⑤ 就学状況 把握できず		⑥ その他		①～⑥ 計		⑦(参考) 住民基本台帳の 人数(Q3)との差	
	① 義務教育諸学校		② 外国人学校													
	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度	令和 7年 度	令和 6年 度
札幌市	554	516	0	0	1	70	47	7	109	0	0	0	711	593	0	0
仙台市	424	381	71	67	2	0	0	0	12	0	0	0	509	448	0	39
さいたま市	2,278	1,982	93	83	43	43	102	92	0	0	1	1	2,517	2,201	0	0
千葉市	2,118	1,979	30	82	3	8	190	101	0	7	1	0	2,342	2,177	0	0
横浜市	6,305	5,818	1,082	985	28	25	148	153	695	706	16	14	8,274	7,701	0	0
川崎市	2,524	2,283	197	190	3	5	88	49	153	177	2	0	2,967	2,704	0	0
相模原市	894	844	40	46	0	1	56	35	2	2	0	1	992	929	0	0
新潟市	177	194	0	2	9	0	0	2	0	1	0	0	186	199	0	0
静岡市	394	388	0	3	1	6	12	9	38	48	0	0	445	454	0	0
浜松市	2,029	1,975	182	189	18	8	3	1	0	0	0	20	2,232	2,193	17	90
名古屋市	5,150	4,791	326	303	89	61	224	205	18	36	13	20	5,820	5,416	0	0
京都市	1,273	1,149	209	215	2	1	152	157	0	0	3	1	1,639	1,523	0	0
大阪市	7,073	5,853	389	326	1	10	259	150	881	824	12	0	8,615	7,163	0	0
堺市	786	775	0	0	0	0	9	14	57	52	0	0	852	841	22	-53
神戸市	1,984	1,832	568	589	1	2	81	58	87	76	6	0	2,727	2,557	0	0
岡山市	555	493	5	8	0	0	36	38	21	13	0	0	617	552	0	0
広島市	940	861	50	27	12	23	31	19	0	14	0	0	1,033	944	0	0
北九州市	472	443	32	38	3	3	13	7	22	21	0	0	542	512	0	0
福岡市	1,870	1,673	147	126	0	0	99	132	104	96	0	0	2,220	2,027	0	0
熊本市	219	214	59	82	0	0	41	12	11	2	0	0	330	310	0	0
指定都市計	38,019	34,444	3,480	3,361	216	266	1,591	1,241	2,210	2,075	54	57	45,570	41,444	39	76

※ ⑦(参考)欄がマイナスになっていることについては、P.6【結果を見る上での留意点】*2及び*3を参照。

2.2 就学促進の取組

※ 2.2.1から2.2.14は、調査時点で外国人の子供が居住していない地方公共団体においても、居住があった場合にどの選択肢での対応を行うことになっているのかという観点から回答を依頼。

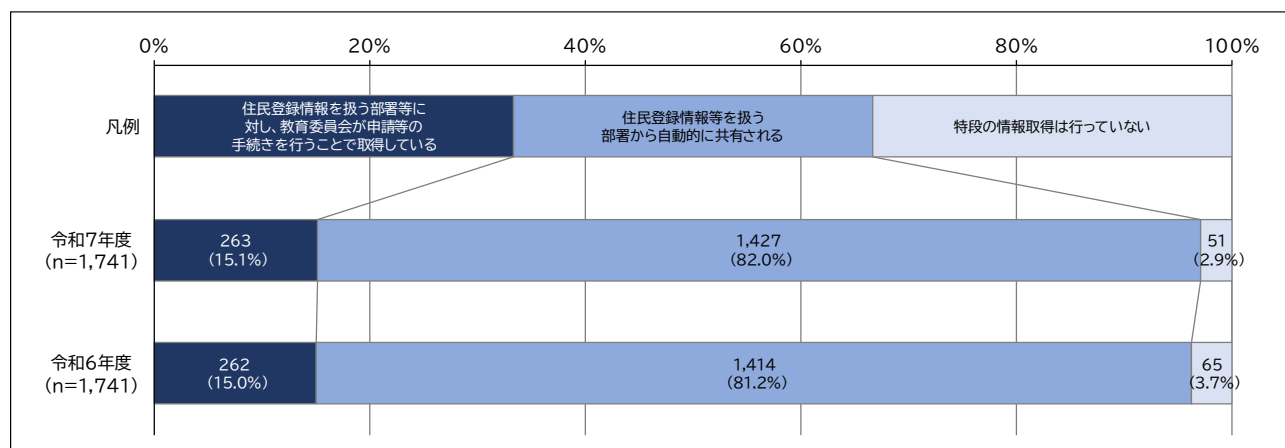
2.2.1 外国人の子供に関する転入等の情報の取得

Q11.

貴教育委員会では、外国人の子供に関する転入等の情報を通常どのように取得していますか。
次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 全体

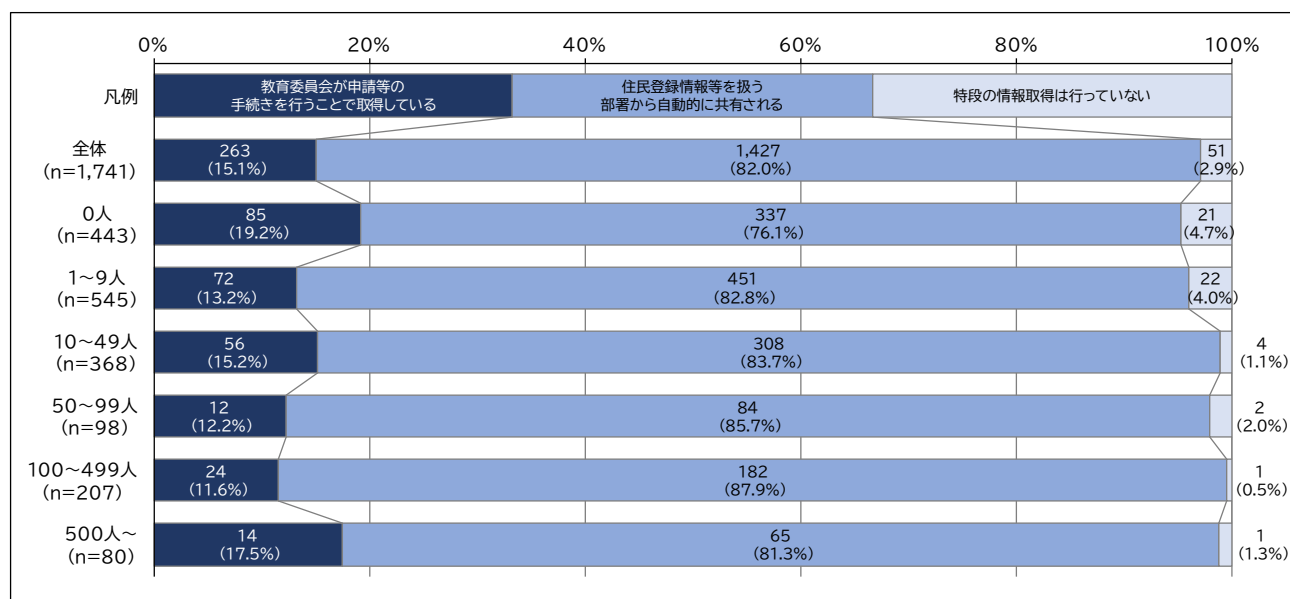
		総数 (n)	住民登録情報を扱う部署等に対し、教育委員会が申請等の手続きを行うことで取得している	住民登録情報等を扱う部署から自動的に共有される	特段の情報取得は行っていない
令和7年度	地方公共団体数	1,741	263	1,427	51
	構成比 (%)	100.0%	15.1%	82.0%	2.9%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	262	1,414	65
	構成比 (%)	100.0%	15.0%	81.2%	3.7%



(2) 令和7年度外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

	総数 (n)	住民登録情報を扱う 部署等に対し、 教育委員会が申請 等の手続きを 行うことで取得してい る	住民登録情報等を 扱う部署から 自動的に共有される	特段の情報取得は 行っていない
全体	1,741	263	1,427	51
0人	443	85	337	21
1～9人	545	72	451	22
10～49人	368	56	308	4
50～99人	98	12	84	2
100～499人	207	24	182	1
500人～	80	14	65	1



2.2.2 住民登録手続きの際の就学に関する説明の実施状況

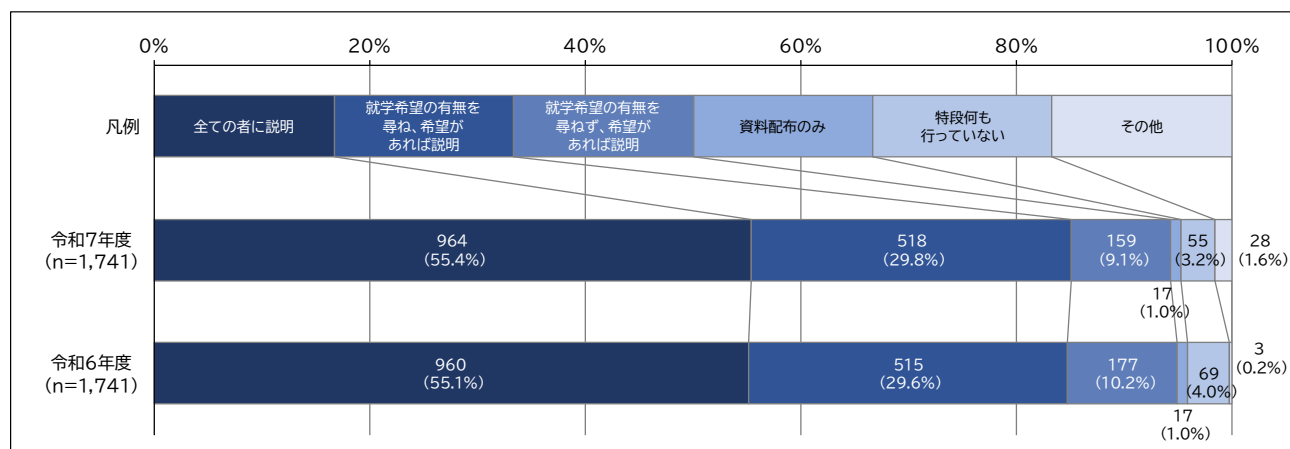
Q12.

貴地方公共団体において外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学の案内も行っていますか。

(住民登録窓口から教育委員会等へ案内し、そこで就学に関する説明を行っている場合等を含む)
次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 全体

		総数 (n)	就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている	就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている	就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている	就学に関する資料配布のみを行っている	特段何も行っていない	その他
令和7年度	地方公共団体数	1,741	964	518	159	17	55	28
	構成比 (%)	100.0%	55.4%	29.8%	9.1%	1.0%	3.2%	1.6%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	960	515	177	17	69	3
	構成比 (%)	100.0%	55.1%	29.6%	10.2%	1.0%	4.0%	0.2%



「その他」回答例：

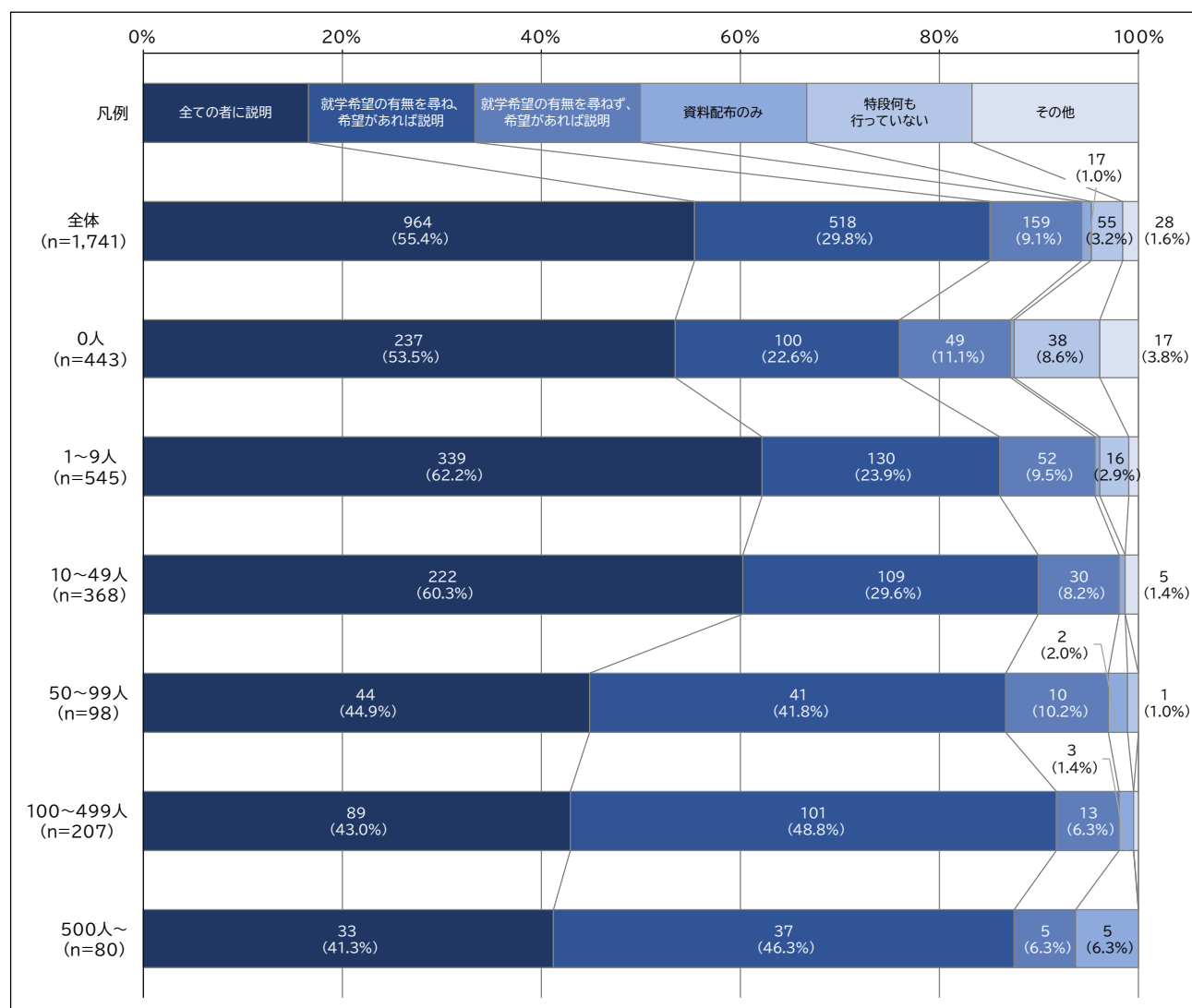
- 就学児童生徒が転入等（住民登録）する場合は、事前に教育委員会や学校へ保護者等から連絡があり、既に情報を把握している場合がほとんどである。住民登録窓口と情報共有していることから、スムーズに手続きが行われている。
- 転入された方へ手続きの一覧を配布し、その中で就学については教育委員会に問い合わせるよう記載している。
- 住民登録に基づき就学通知書を発行している。
- 転入した外国人については随時、外国人新就学児に対しては9月頃就学案内を送付している。

(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

上段：地方公共団体数、下段：構成比 (%)

	総数 (n)	就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている	就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている	就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている	就学に関する資料配布のみを行っている	特段何も行ってない	その他
全体	1,741	964	518	159	17	55	28
0人	443	237	100	49	2	38	17
1~9人	545	339	130	52	3	16	5
10~49人	368	222	109	30	2	0	5
50~99人	98	44	41	10	2	1	0
100~499人	207	89	101	13	3	0	1
500人~	80	33	37	5	5	0	0



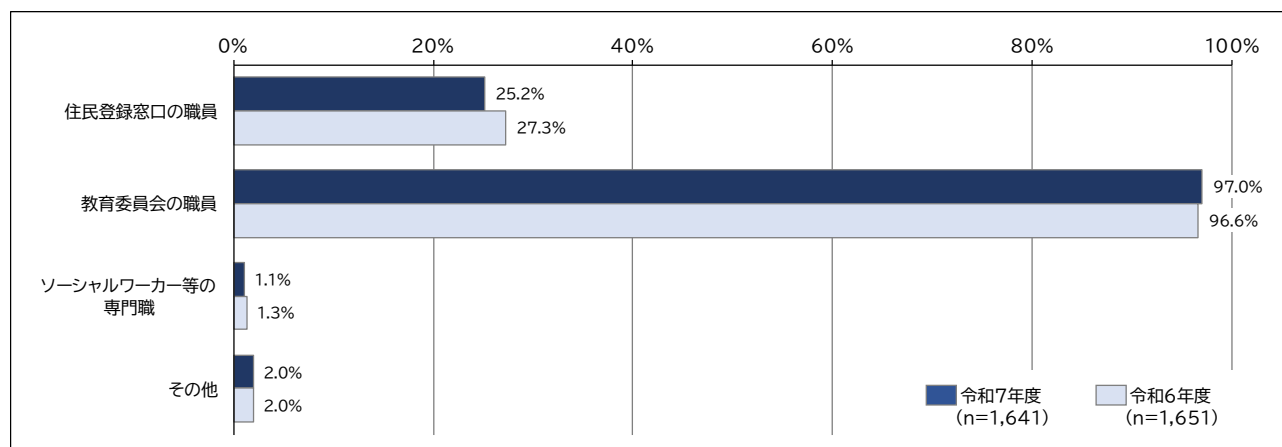
2.2.3 2.2.2で就学に関する説明を行う際の説明者

Q13.

Q12で「(ア) 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている」、
「(イ) 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている」、又は
「(ウ) 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学
に関する説明を行っている」を選択した場合、就学に関する説明を行っている者について、次の選
択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(1) 全体

		総数 (n)	住民登録窓口の職員	教育委員会の職員	ソーシャルワーカー等の 専門職	その他
令和7年度	地方公共団体数	1,641	413	1,592	18	32
	構成比 (%)	100.0%	25.2%	97.0%	1.1%	2.0%
令和6年度	地方公共団体数	1,651	451	1,595	22	33
	構成比 (%)	100.0%	27.3%	96.6%	1.3%	2.0%



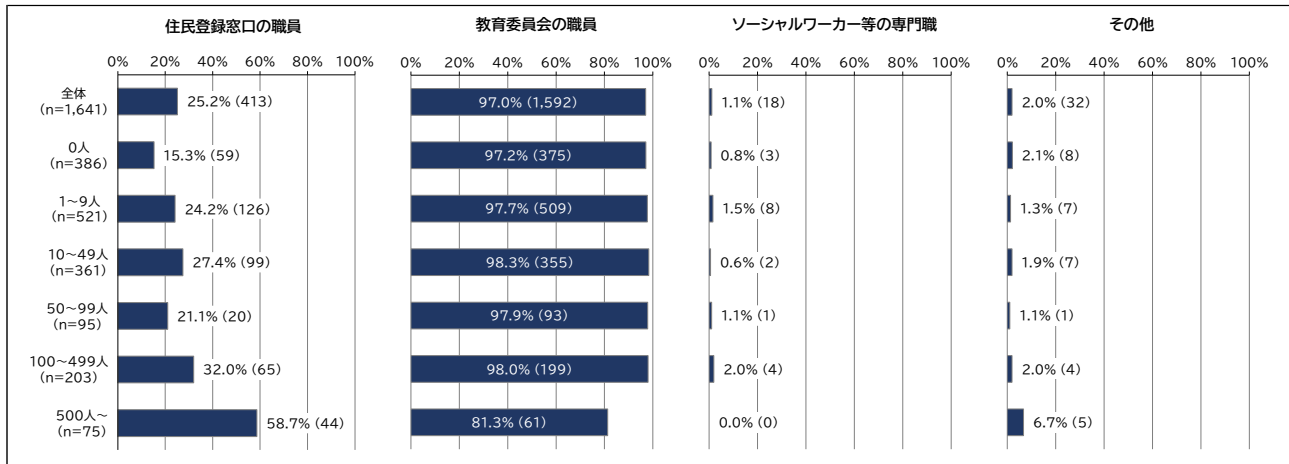
「その他」回答例：

- 子育て支援等担当窓口の職員
- 外国人住民支援担当の職員
- 多文化共生担当課（地域協働課）の職員
- 特別支援に関する専門的な知識を持った教職員
- 学校長・教頭・担当教諭

等

(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



2.2.4 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

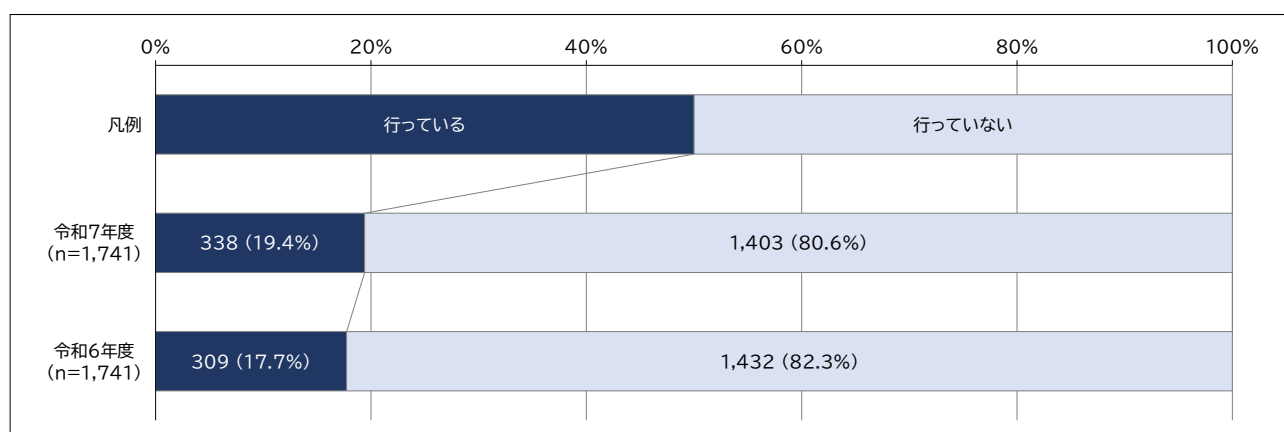
Q14.

貴地方公共団体では、就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布を行っていますか。（Q20の就学案内の家庭への送付を除く）

次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 全体

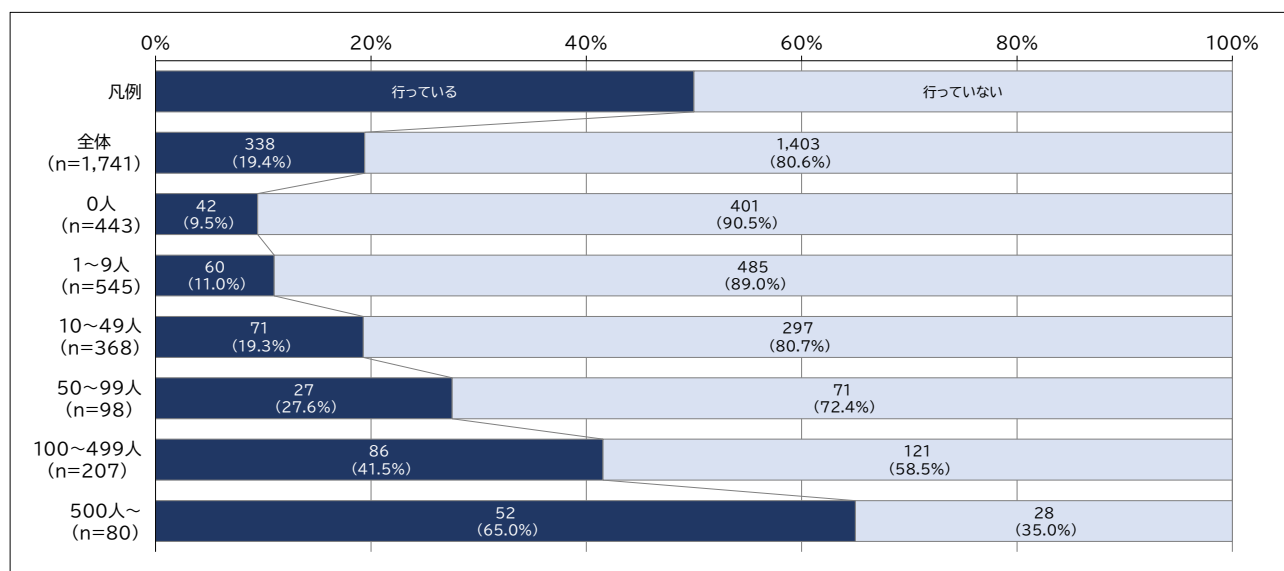
		総数 (n)	行っている	行っていない
令和7年度	地方公共団体数	1,741	338	1,403
	構成比 (%)	100.0%	19.4%	80.6%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	309	1,432
	構成比 (%)	100.0%	17.7%	82.3%



(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

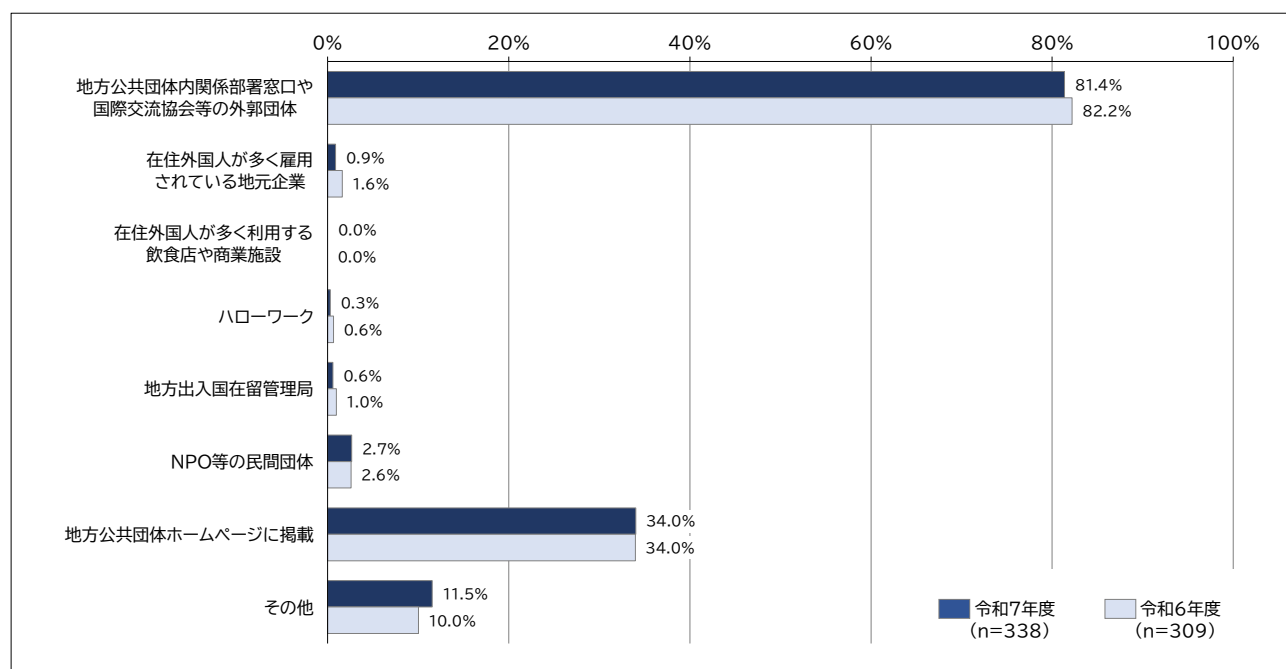
	総数 (n)	地方公共団体数		構成比 (%)	
		行っている	行っていない	行っている	行っていない
全体 (n=1,741)	1,741	338	1,403	19.4%	80.6%
0人 (n=443)	443	42	401	9.5%	90.5%
1~9人 (n=545)	545	60	485	11.0%	89.0%
10~49人 (n=368)	368	71	297	19.3%	80.7%
50~99人 (n=98)	98	27	71	27.6%	72.4%
100~499人 (n=207)	207	86	121	41.5%	58.5%
500人~ (n=80)	80	52	28	65.0%	35.0%



2.2.5 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布先

Q15.
Q14で「(ア)行っている」と回答した場合、その備付け・配布先について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

		総数 (n)	地方公共団体内関係部署窓口 や国際交流協会等の外郭団体	在住外国人が多く雇用されて いる地元企業	在住外国人が多く利用する飲 食店や商業施設	ハローワーク	地方出入国在留管理局	NPO等の民間団体	掲載 地方公共団体ホームページに	その他
令和 7年度	地方公共団体数	338	275	3	0	1	2	9	115	39
	構成比 (%)	100.0%	81.4%	0.9%	0.0%	0.3%	0.6%	2.7%	34.0%	11.5%
令和 6年度	地方公共団体数	309	254	5	0	2	3	8	105	31
	構成比 (%)	100.0%	82.2%	1.6%	0.0%	0.6%	1.0%	2.6%	34.0%	10.0%



「その他」回答例：

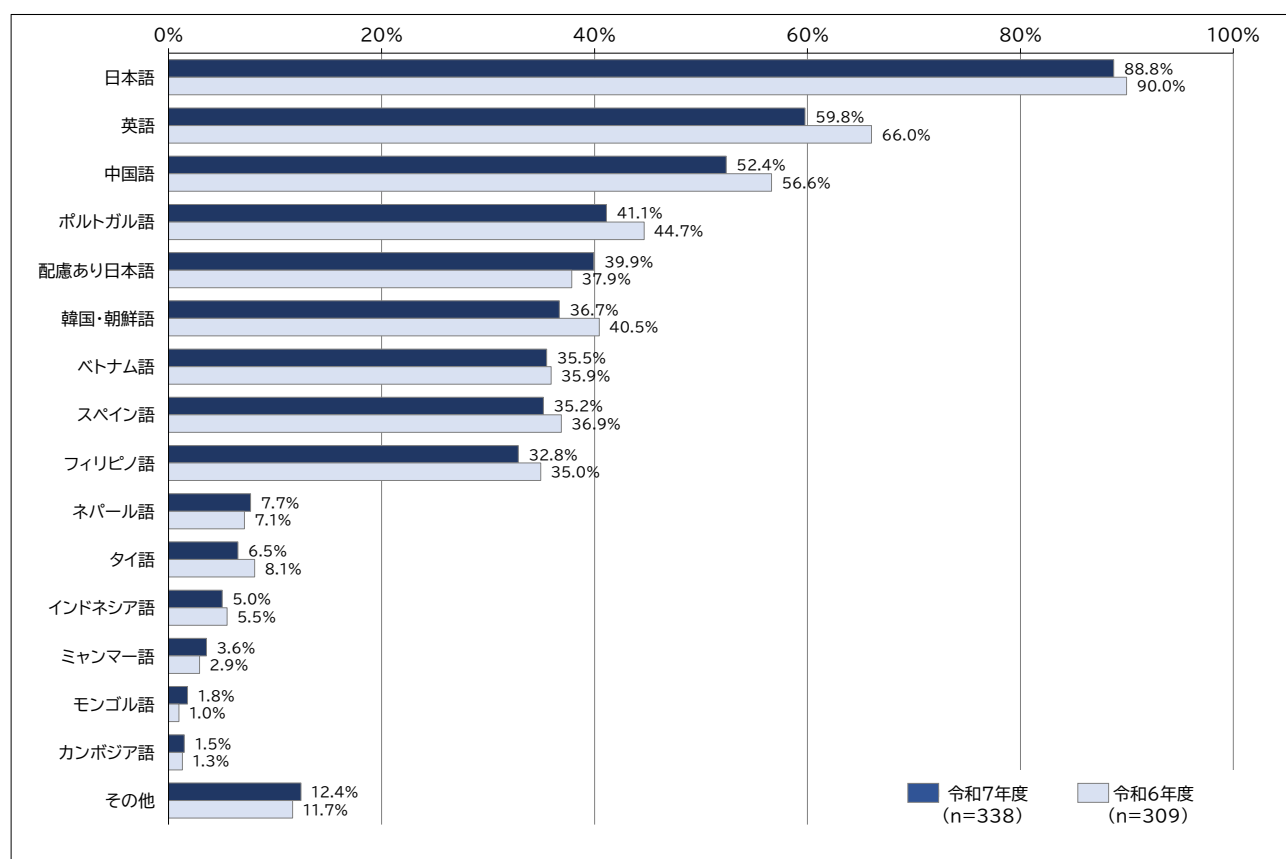
- 教育委員会窓口、就学时健康診断
- 就学予定外国人児童生徒保護者対象の説明会を実施し、参加者に配布している。
- 教育委員会の学籍担当窓口で配布。市独自のガイドブック等はないため、文部科学省や都道府県の外国語の就学案内等を必要に応じて使用している。
- 教育委員会の窓口にて、個別に相談に応じながら配布している。また、不就学実態調査を行う際に、該当する家庭を訪問し、就学案内文書を配布している。
- 対象者に郵送している。
- 就学前の外国籍児童の家庭へ所属園を通じて配布等

2.2.6 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の記載言語

Q16.
Q14で「(ア)行っている」と回答した場合、資料の内容はどのような言語で記載していますか。
次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(1) 対応言語

		総数 (n)	日本語	配慮あり日本語	英語	中国語	韓国・朝鮮語	ベトナム語	ネパール語	スペイン語	ポルトガル語	フィリピン語	インドネシア語	タイ語	ミャンマー語	カンボジア語	モンゴル語	その他
令和7年度	地方公共団体数	338	300	135	202	177	124	120	26	119	139	111	17	22	12	5	6	42
	構成比 (%)	100.0%	88.8%	39.9%	59.8%	52.4%	36.7%	35.5%	7.7%	35.2%	41.1%	32.8%	5.0%	6.5%	3.6%	1.5%	1.8%	12.4%
令和6年度	地方公共団体数	309	278	117	204	175	125	111	22	114	138	108	17	25	9	4	3	36
	構成比 (%)	100.0%	90.0%	37.9%	66.0%	56.6%	40.5%	35.9%	7.1%	36.9%	44.7%	35.0%	5.5%	8.1%	2.9%	1.3%	1.0%	11.7%



※ 配慮あり日本語：日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいように何らかの配慮を行っている場合。

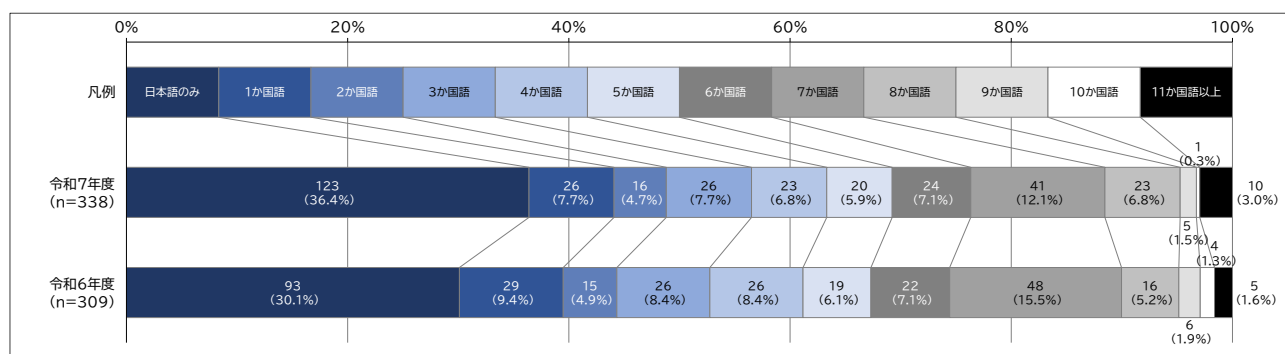
「その他」回答例：

- アラビア語、ウクライナ語、ウルドゥー語、タガログ語、ヒンディー語、ペルシャ語、ベンガル語、マレー語、ラオス語、ロシア語
- ホームページは108言語に対応
等

(2) 対応言語数

● 全体

		総数 (n)	日本語のみ	日本語以外に										
				1か国語	2か国語	3か国語	4か国語	5か国語	6か国語	7か国語	8か国語	9か国語	10か国語	11か国語以上
令和7年度	地方公共団体数	338	123	26	16	26	23	20	24	41	23	5	1	10
	構成比 (%)	100.0%	36.4%	7.7%	4.7%	7.7%	6.8%	5.9%	7.1%	12.1%	6.8%	1.5%	0.3%	3.0%
令和6年度	地方公共団体数	309	93	29	15	26	26	19	22	48	16	6	4	5
	構成比 (%)	100.0%	30.1%	9.4%	4.9%	8.4%	8.4%	6.1%	7.1%	15.5%	5.2%	1.9%	1.3%	1.6%



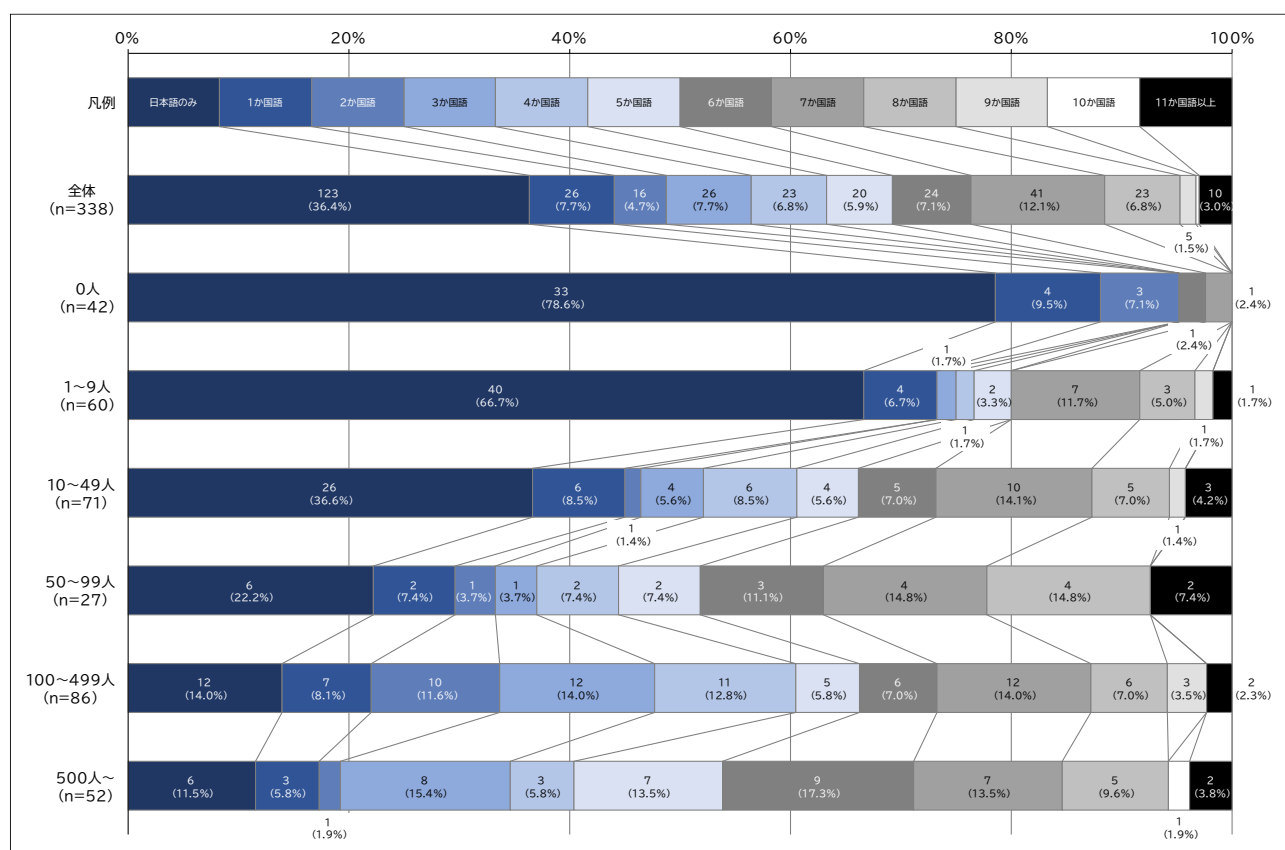
※ 「その他」のうち、複数言語の具体記述があった場合、それぞれ1言語として集計している。

● 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

上段：地方公共団体数、下段：構成比 (%)

	総数 (n)	日本語のみ	日本語以外に										
			1か国語	2か国語	3か国語	4か国語	5か国語	6か国語	7か国語	8か国語	9か国語	10か国語	11か国語以上
全体	338	123	26	16	26	23	20	24	41	23	5	1	10
0人	42	33	4	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0
1~9人	60	40	4	0	1	1	2	0	7	3	1	0	1
10~49人	71	26	6	1	4	6	4	5	10	5	1	0	3
50~99人	27	6	2	1	1	2	2	3	4	4	0	0	2
100~499人	86	12	7	10	12	11	5	6	12	6	3	0	2
500人~	52	6	3	1	8	3	7	9	7	5	0	1	2



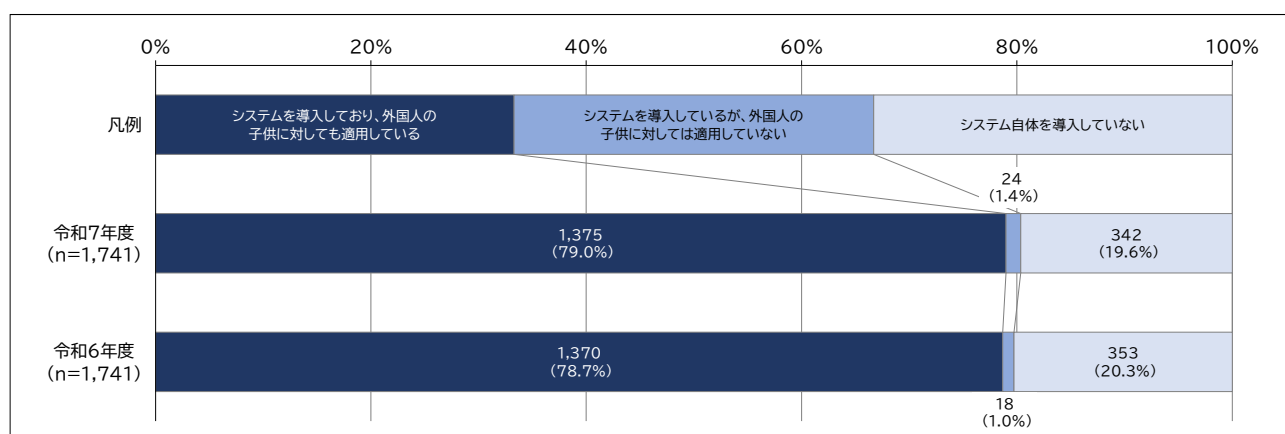
※ 1%未満のものはデータラベルを非表示にしている。

2.2.7 住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況

Q17.
 貴地方公共団体では、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入し、外国人の子供に対しても適用していますか。
 次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

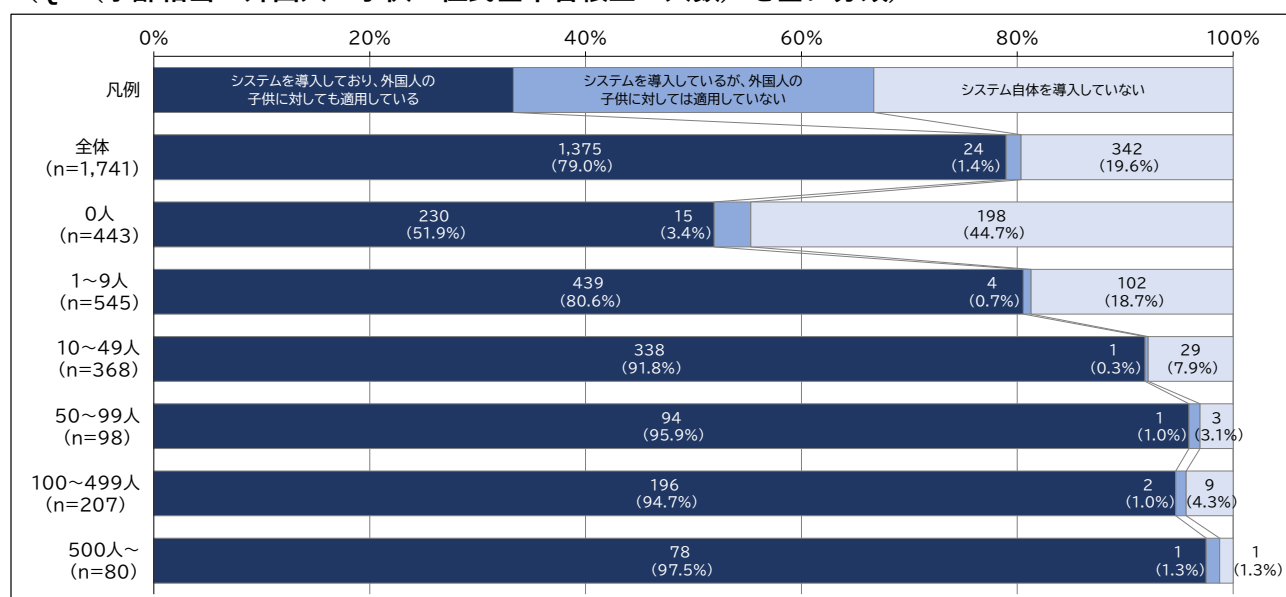
(1) 全体

		総数 (n)	システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している	システムを導入しているが、外国人の子供に対しては適用していない	システム自体を導入していない
令和7年度	地方公共団体数	1,741	1,375	24	342
	構成比 (%)	100.0%	79.0%	1.4%	19.6%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	1,370	18	353
	構成比 (%)	100.0%	78.7%	1.0%	20.3%



(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



2.2.8 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況

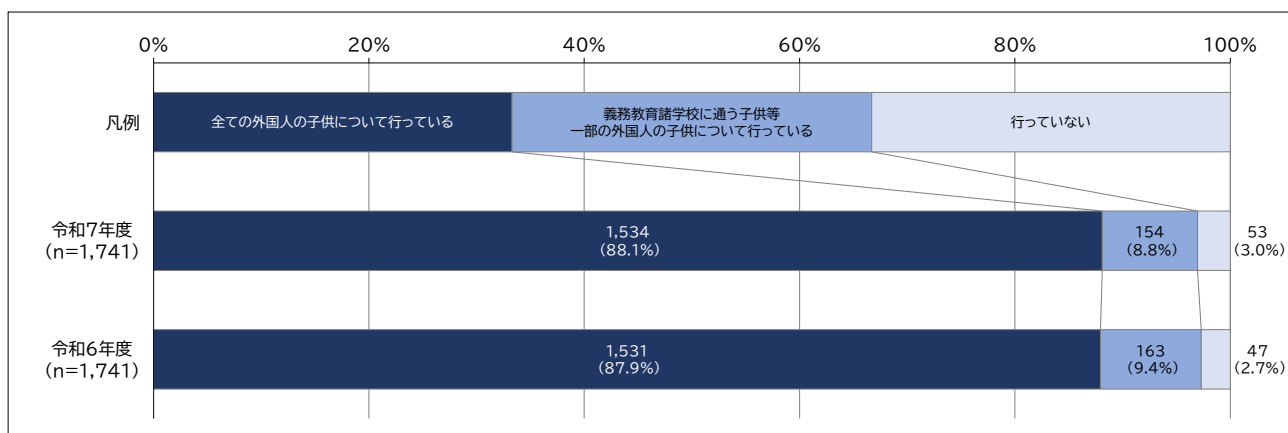
Q18.

貴教育委員会では、学齢簿の編製にあたり、学齢の外国人の子供についても一体的に就学状況を管理していますか。

次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

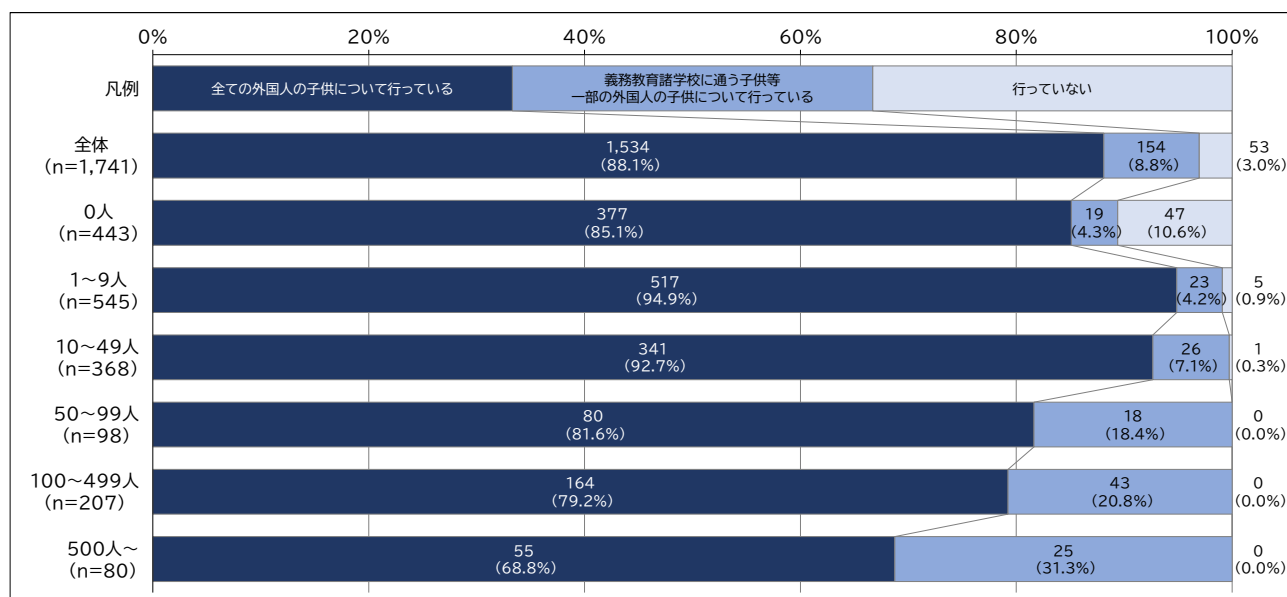
(1) 全体

		総数 (n)	全ての外国人の子供について行っている	義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について行っている	行っていない
令和7年度	地方公共団体数	1,741	1,534	154	53
	構成比 (%)	100.0%	88.1%	8.8%	3.0%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	1,531	163	47
	構成比 (%)	100.0%	87.9%	9.4%	2.7%



(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



2.2.9 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成を行うことができない理由

Q19.

Q18において、「(イ) 義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について行っている」又は「(ウ) 行っていない」と回答した教育委員会においては、行うことが出来ていない事情を具体的にお答えください。

一部回答抜粋：

- 市立の学校以外に通っている外国人に対しては、通っている学校名や児童生徒の氏名等を明記した届出を提出してもらうことで学齢簿を編製している。その届出があるまでは、学齢簿を作成せず別データで保管し、定期的に届出を促す連絡をしている。
- 義務教育諸学校以外の教育機関への就学については、当該教育機関が発行する在籍の証明等の提出までは求めているため（保護者からの申し出のみ）
- 全て住民基本台帳に登録はあるが、海外に在住し、海外の学校に通っている児童・生徒がいるため。
- 外国人の就学希望の確認は住民登録窓口にて行い、手続きは教育委員会で行っているが、就学希望のない者については住民登録窓口にて就学状況の確認を行っていないため。
- 市民課で籍を入れる際、ワンストップ窓口（通訳など外国人対応）や教育委員会へ行くように促すが、保護者が訪問しない場合があり、その後に家庭訪問等を行っても意思確認ができないため。
- 認可外の外国人学校に就学する場合や、様々な事情により不就学となる場合など、学齢簿システムのみによる一体的な管理が困難であるため。
- 転居を繰り返す、住民票を持っていないなど学齢簿の作成が難しいため。入国後すぐに就学手続きを行わない家庭も多いため。

等

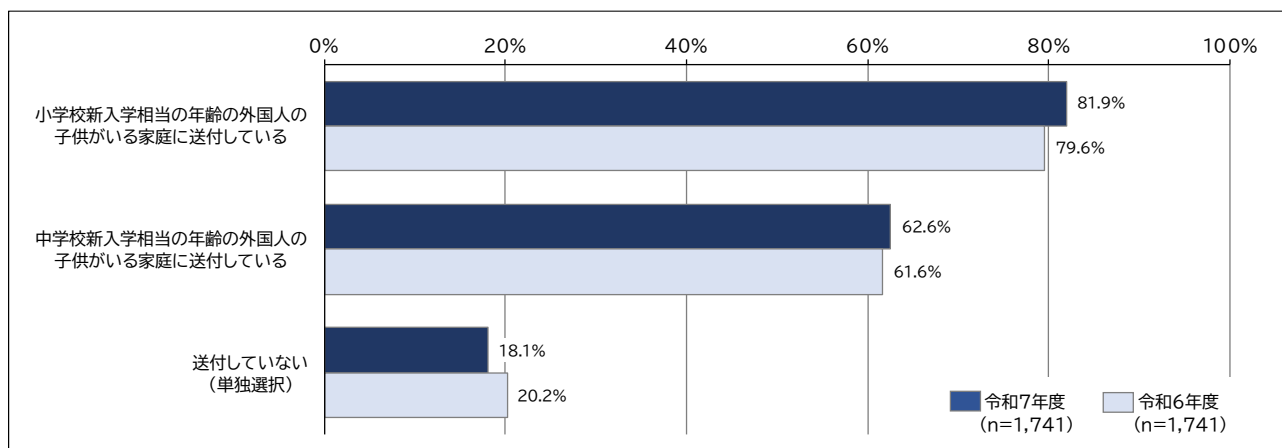
2.2.10 学齢相当の外国人の子供に係る就学案内の送付状況

Q20.

貴地方公共団体における、外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

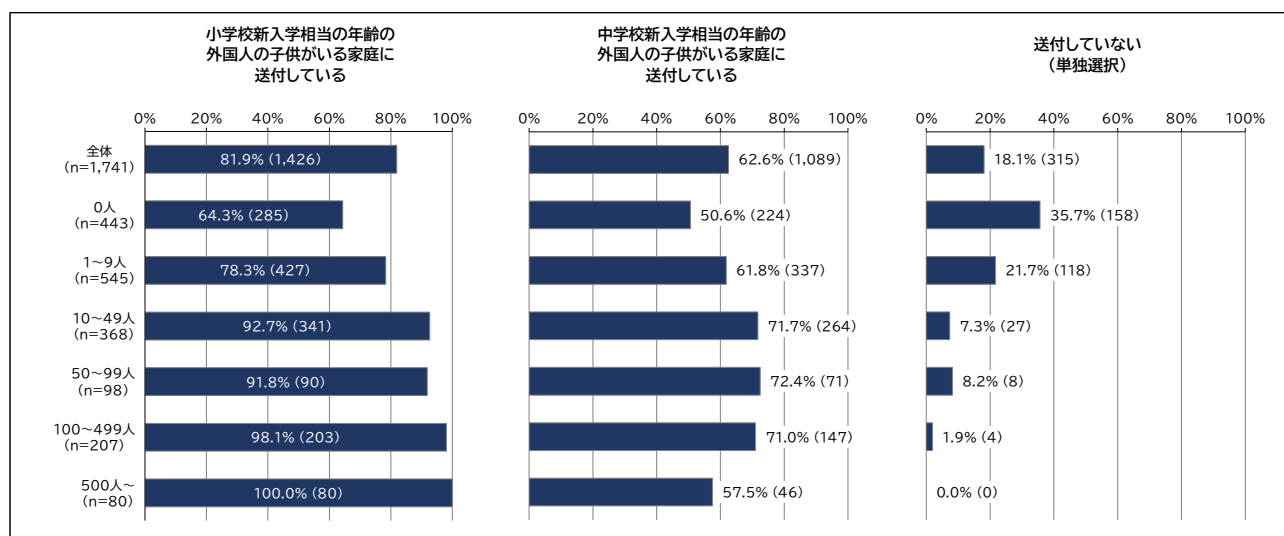
(1) 全体

		総数 (n)	小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している	送付していない (単独選択)
令和7年度	地方公共団体数	1,741	1,426	1,089	315
	構成比 (%)	100.0%	81.9%	62.6%	18.1%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	1,385	1,073	351
	構成比 (%)	100.0%	79.6%	61.6%	20.2%



(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

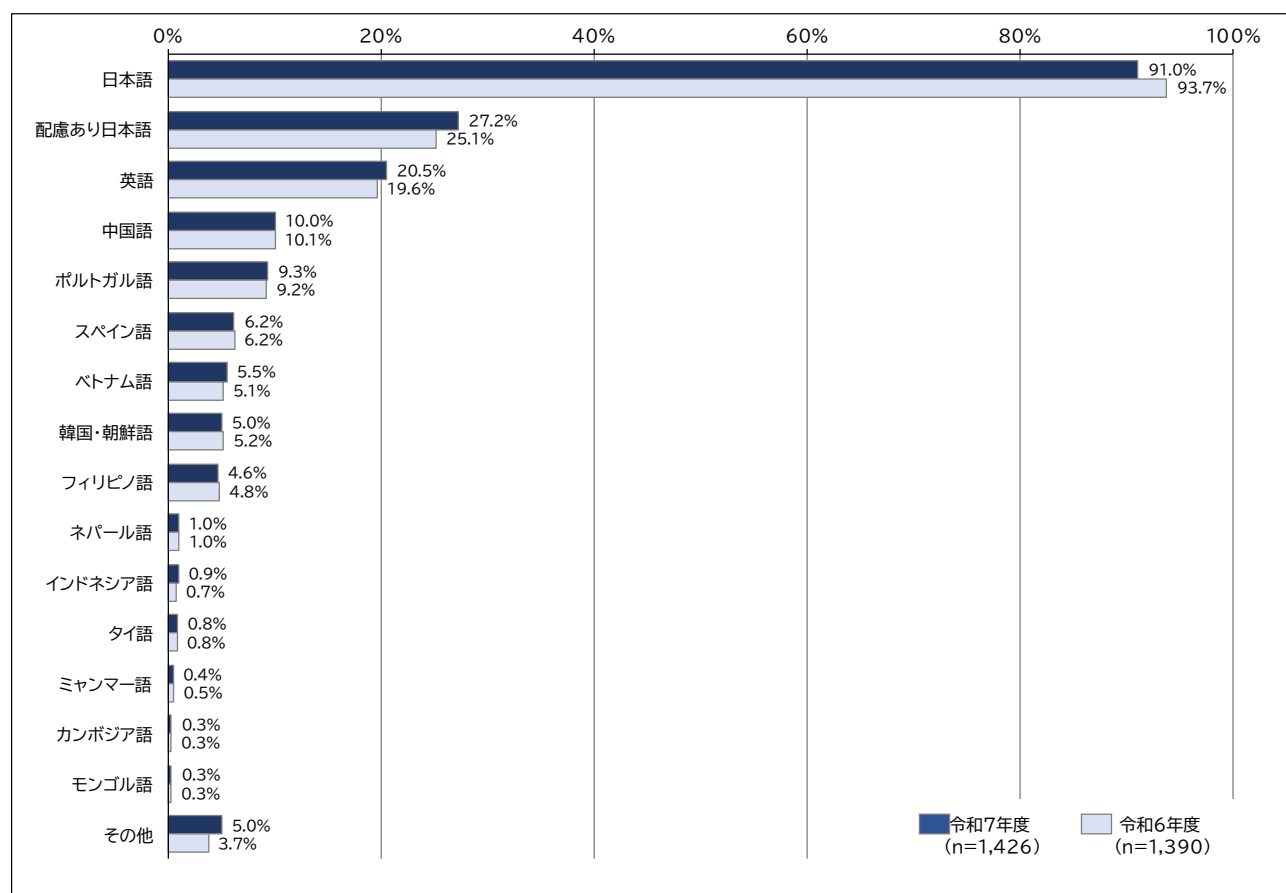


2.2.11 (就学案内を送付している場合) 就学案内の記載言語

Q21.
 Q20で「(ア) 小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している」「(イ) 中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している」を選択した場合、どのような言語での案内を行っていますか。
 次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(1) 対応言語

		総数 (n)	日本語	配慮あり日本語	英語	中国語	韓国・朝鮮語	ベトナム語	ネパール語	スペイン語	ポルトガル語	フィリピン語	インドネシア語	タイ語	ミャンマー語	カンボジア語	モンゴル語	その他
令和7年度	地方公共団体数	1,426	1,298	388	292	143	71	78	14	88	133	66	13	12	6	4	4	71
	構成比(%)	100.0%	91.0%	27.2%	20.5%	10.0%	5.0%	5.5%	1.0%	6.2%	9.3%	4.6%	0.9%	0.8%	0.4%	0.3%	0.3%	5.0%
令和6年度	地方公共団体数	1,390	1,303	349	272	140	72	71	14	86	128	67	10	11	7	4	4	52
	構成比(%)	100.0%	93.7%	25.1%	19.6%	10.1%	5.2%	5.1%	1.0%	6.2%	9.2%	4.8%	0.7%	0.8%	0.5%	0.3%	0.3%	3.7%



「その他」回答例：

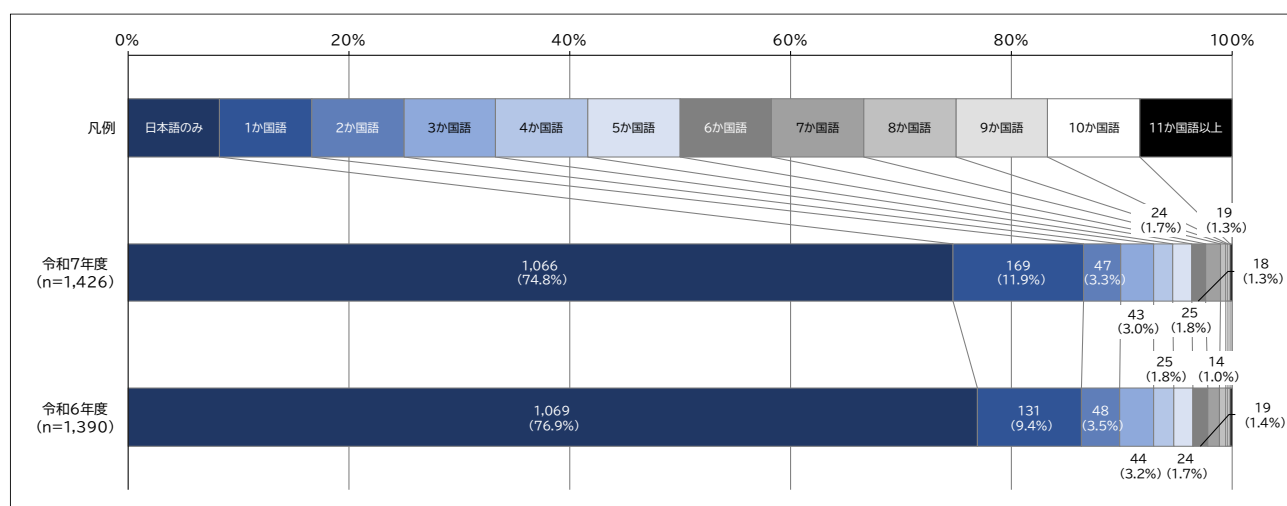
- ベンガル語、ウルドゥー語、ヒンディー語、ロシア語
- 市HP掲載の多言語生活ガイド（英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）へ誘導する案内（QRコード掲載）を同封
- 小学校や町の子育て部局と連携し、事前に把握した状況（保護者の日本語能力や、生活のサポートをしている支援者の有無等）に応じて、簡易な文書に変更したり、支援者も同席いただいて文書内容の説明をしたりしている。

等

(2) 対応言語数

● 全体

		総数 (n)	日本語のみ	日本語以外に										
				1か国語	2か国語	3か国語	4か国語	5か国語	6か国語	7か国語	8か国語	9か国語	10か国語	11か国語以上
令和7年度	地方公共団体数	1,426	1,066	169	47	43	24	25	18	19	7	3	2	3
	構成比(%)	100.0%	74.8%	11.9%	3.3%	3.0%	1.7%	1.8%	1.3%	1.3%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%
令和6年度	地方公共団体数	1,390	1,069	131	48	44	25	24	19	14	8	3	3	2
	構成比(%)	100.0%	76.9%	9.4%	3.5%	3.2%	1.8%	1.7%	1.4%	1.0%	0.6%	0.2%	0.2%	0.1%



※「その他」のうち、複数言語の具体記述があった場合、それぞれ1言語として集計している。

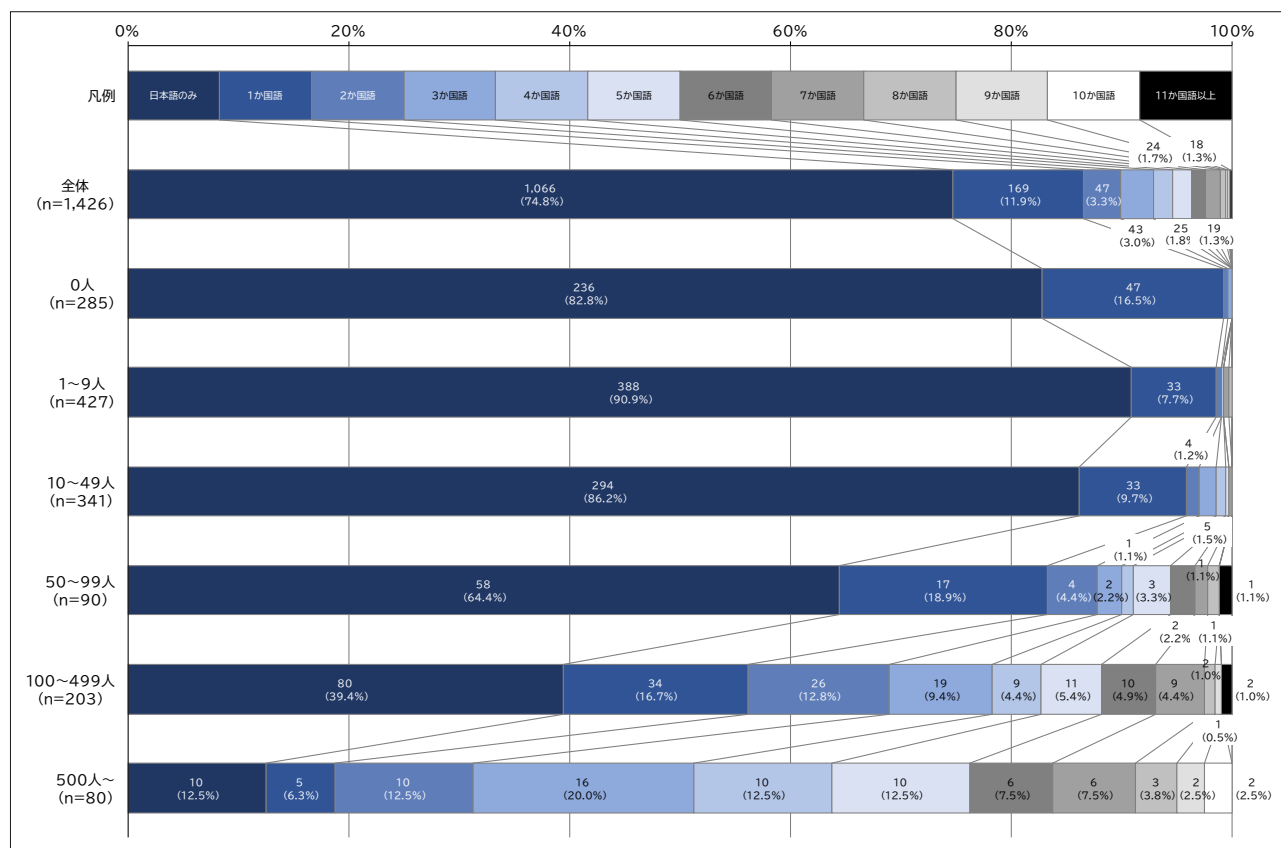
※1%未満のものはデータラベルを非表示にしている。

● 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

上段：地方公共団体数、下段：構成比 (%)

	総数 (n)	日本語のみ	日本語以外										
			1か国語	2か国語	3か国語	4か国語	5か国語	6か国語	7か国語	8か国語	9か国語	10か国語	11か国語以上
全体 (n=1,426)	1,426 100.0%	1,066 74.8%	169 11.9%	47 3.3%	43 3.0%	24 1.7%	25 1.8%	18 1.3%	19 1.3%	7 0.5%	3 0.2%	2 0.1%	3 0.2%
0人 (n=285)	285 100.0%	236 82.8%	47 16.5%	1 0.4%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
1~9人 (n=427)	427 100.0%	388 90.9%	33 7.7%	2 0.5%	0 0.0%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.5%	1 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
10~49人 (n=341)	341 100.0%	294 86.2%	33 9.7%	4 1.2%	5 1.5%	3 0.9%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50~99人 (n=90)	90 100.0%	58 64.4%	17 18.9%	4 4.4%	2 2.2%	1 1.1%	3 3.3%	2 2.2%	1 1.1%	1 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%
100~499人 (n=203)	203 100.0%	80 39.4%	34 16.7%	26 12.8%	19 9.4%	9 4.4%	11 5.4%	10 4.9%	9 4.4%	2 1.0%	1 0.5%	0 0.0%	2 1.0%
500人~ (n=80)	80 100.0%	10 12.5%	5 6.3%	10 12.5%	16 20.0%	10 12.5%	10 12.5%	6 7.5%	6 7.5%	3 3.8%	2 2.5%	2 2.5%	0 0.0%



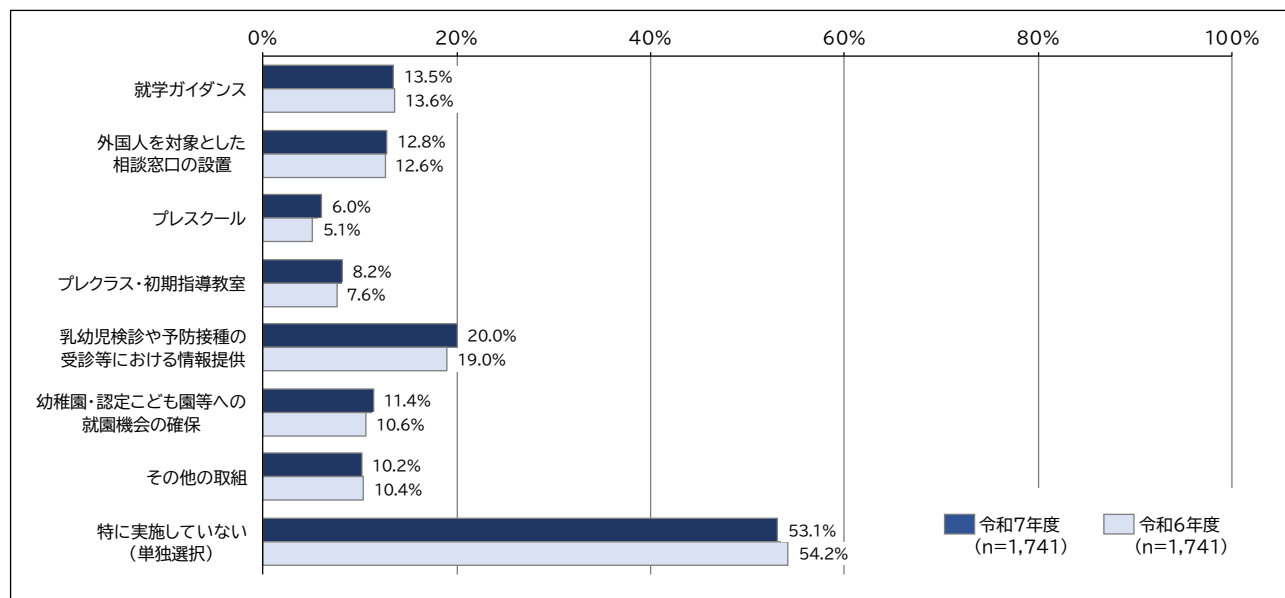
※ 1%未満のものはデータラベルを非表示にしている。

2.2.12 外国人の就学促進に係る支援の実施状況

Q22.
外国人の就学促進に係る支援として、貴地方公共団体においてどのような取組を実施していますか。
次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。

(1) 全体

		総数 (n)	就学ガイダンス	外国人を対象とした相談窓口の設置	プレスクール	プレクラス・初期指導教室	乳幼児検診や予防接種の受診等における情報提供	幼稚園・認定こども園等への就園機会の確保	その他の取組	特に実施していない(単独選択)
令和7年度	地方公共団体数	1,741	235	223	105	142	348	199	178	924
	構成比(%)	100.0%	13.5%	12.8%	6.0%	8.2%	20.0%	11.4%	10.2%	53.1%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	237	219	89	132	331	185	181	944
	構成比(%)	100.0%	13.6%	12.6%	5.1%	7.6%	19.0%	10.6%	10.4%	54.2%

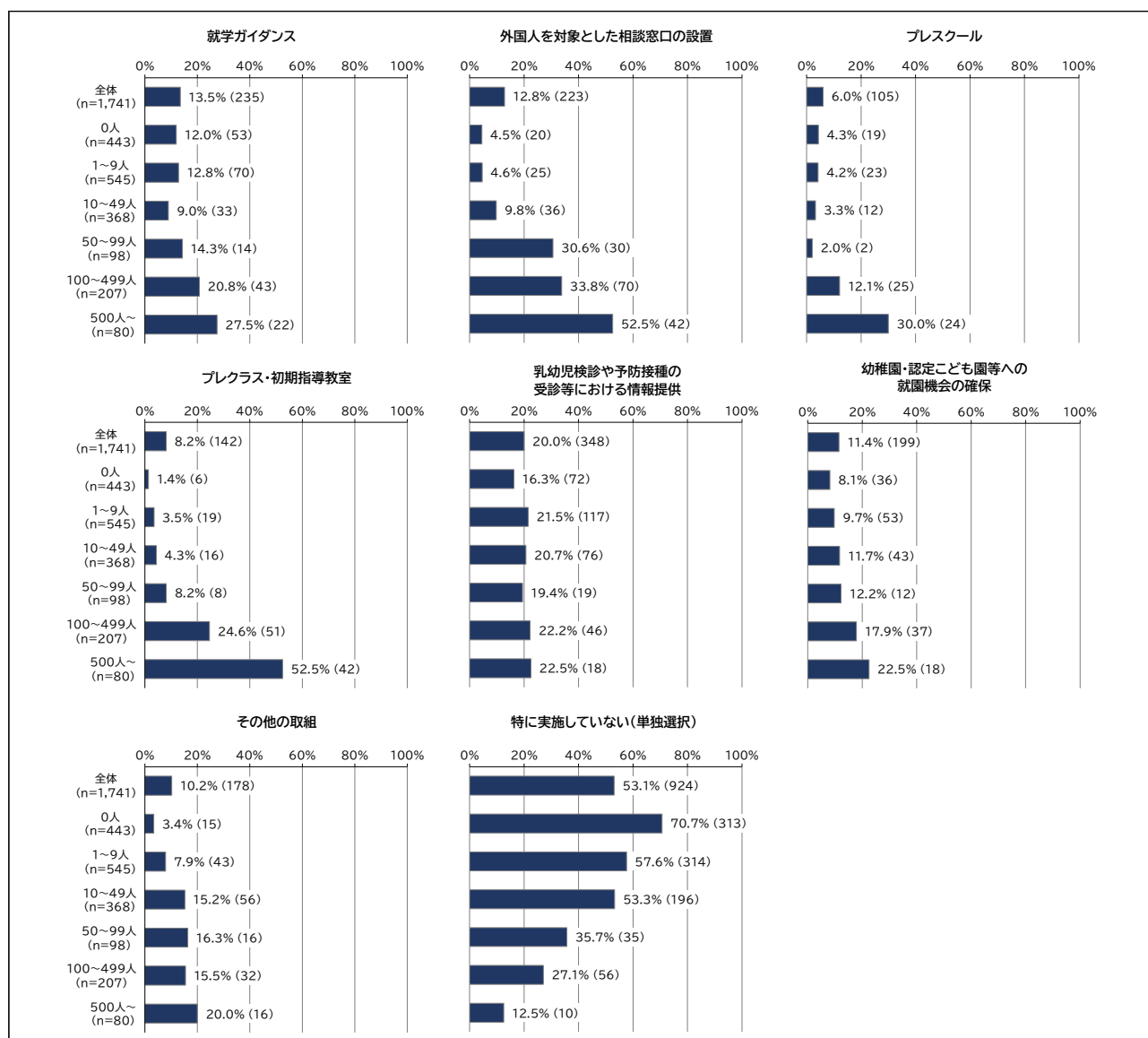


「その他」回答例：

- 学校による個別相談、教育委員会からの携帯翻訳機の貸出
- 児童生徒に適した学年への就学を促すため、体験入学の期間を設けている。
- デジタル教科書の購入
- 該当する学校に日本語指導支援員を派遣し、外国につながる児童生徒への日本語学習の初期指導及び教科支援を行い、学校生活への適応を図っている。
- 教育委員会で個別に相談を受け付けている。必要があれば、県から通訳を派遣してもらって対応することもある。
- 基本的には出生後日本で生活している子供がほとんどのため、特別な取組は行っていない。日本語が全く話せない子供は、母国語と日本語の通訳ができる教員補助員を配置し、学校生活のサポートを行っている。またタブレット端末で翻訳アプリを使用できるように設定し、学習の支援を行っている。
- 入学後、必要に応じて日本語指導ボランティアを派遣し、日本語指導や通訳を行い、学習の支援を行っている。
- 就学前であれば保育所と連携を取り、就学に関する手続きにつなげ、転入の際にも住民係と共有し就学に関する手続きにつなげている。
- 母語がわかる就学支援員による個別相談。
- 海外から転入し就学希望がある外国人の子供及び保護者に対して、教育委員会が事前に面談を行い、編入に必要な説明、指導をしている。
- 公共施設を活用し、外国人居住者に対する日本語指導教室（学齢児童生徒も参加可能）
- 日本語指導補助員および国際交流員の活用
- 日本語が理解できない児童生徒を支援する通訳ボランティアを派遣する
等

(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



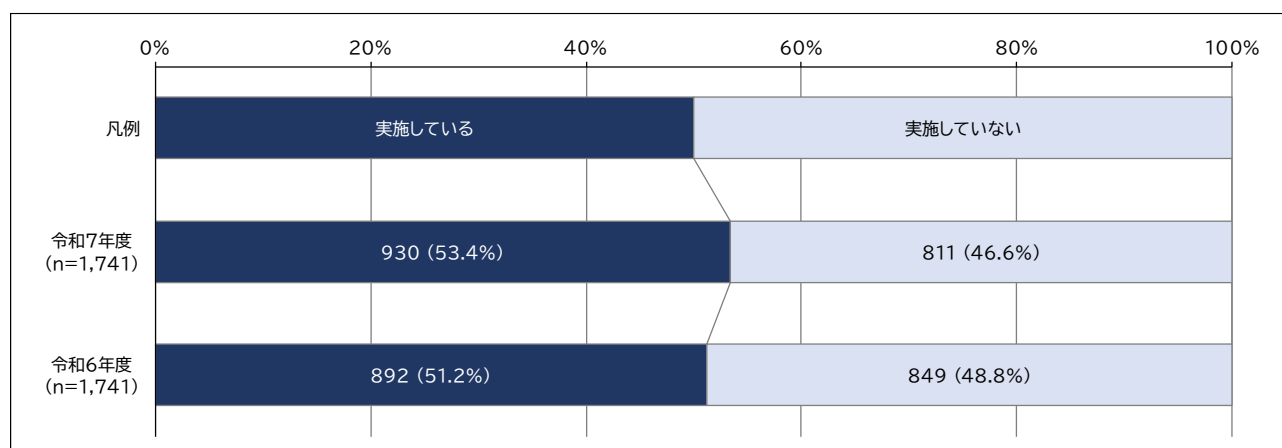
2.2.13 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

Q23.

就学状況が不明又は不就学の外国人の子供の就学状況の把握や就学の促進のために貴地方公共団体が実施している取組とその実施主体について、次の表の該当する欄全てに○を付けて回答してください。

(1) 実施の有無

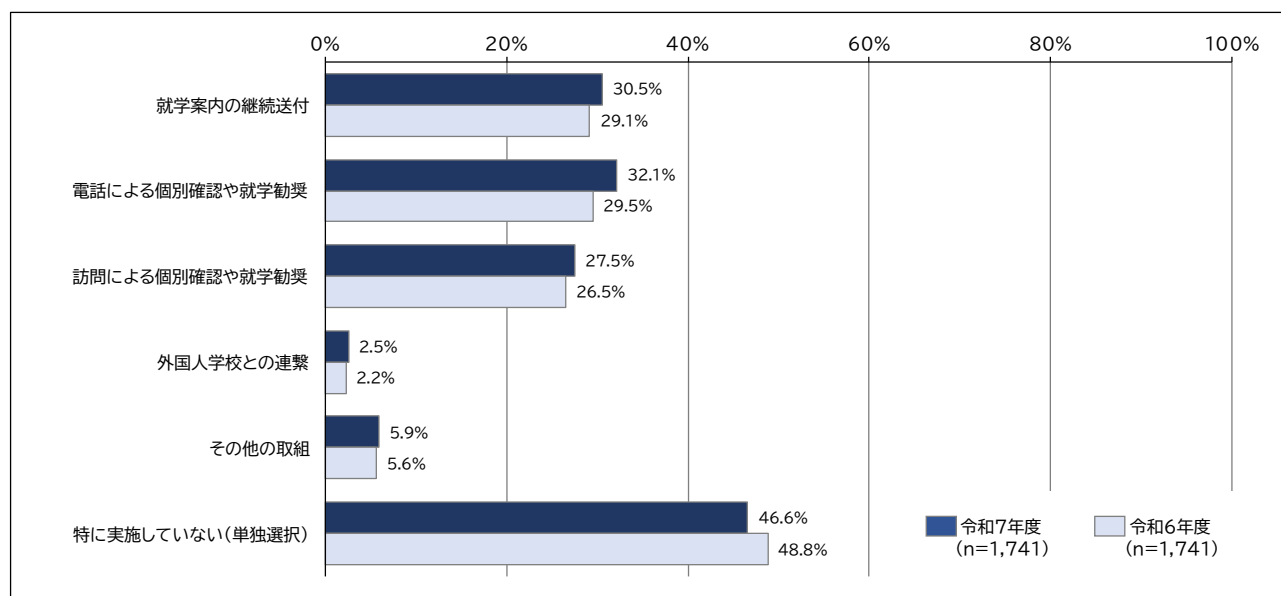
		総数 (n)	実施している	実施していない
令和7年度	地方公共団体数	1,741	930	811
	構成比 (%)	100.0%	53.4%	46.6%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	892	849
	構成比 (%)	100.0%	51.2%	48.8%



(2) 実施している取組

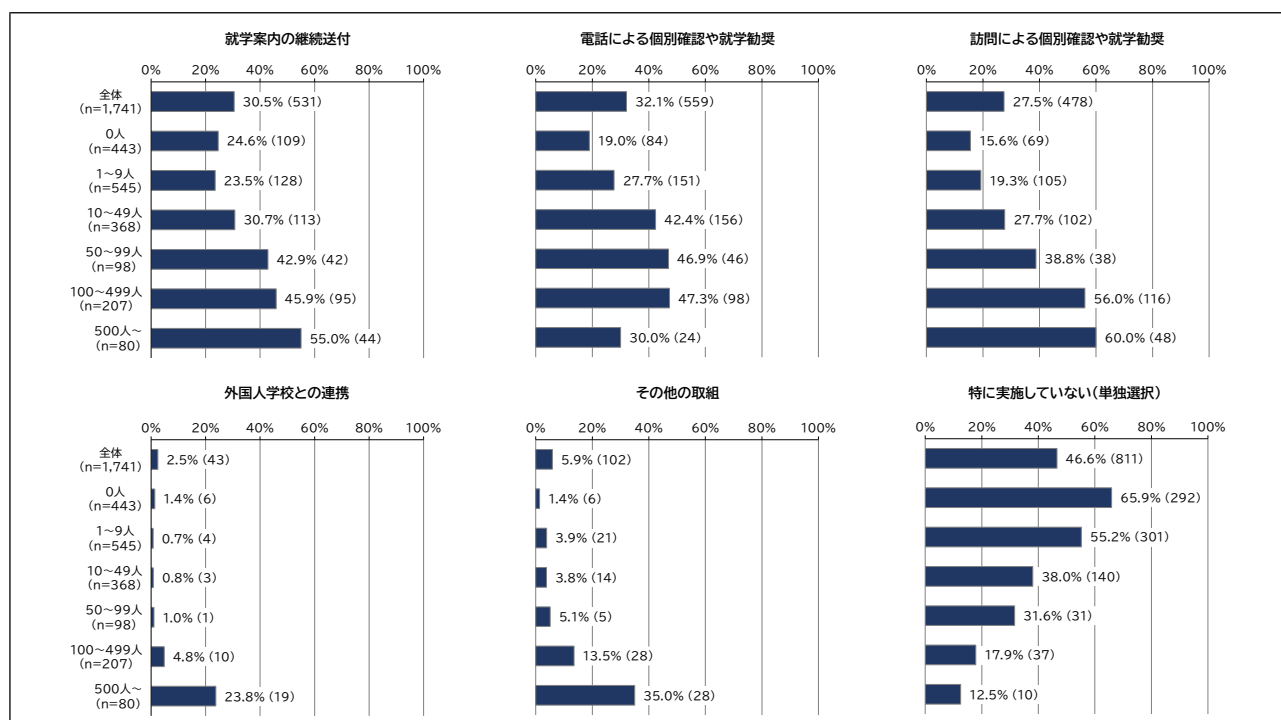
● 全体

		総数 (n)	就学案内の継続送付	電話による個別確認 や就学勸奨	訪問による個別確認 や就学勸奨	外国人学校との連繫	その他の取組	特に実施していない (単独選択)
令和7年度	地方公共団体数	1,741	531	559	478	43	102	811
	構成比 (%)	100.0%	30.5%	32.1%	27.5%	2.5%	5.9%	46.6%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	507	513	461	39	98	849
	構成比 (%)	100.0%	29.1%	29.5%	26.5%	2.2%	5.6%	48.8%



● 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

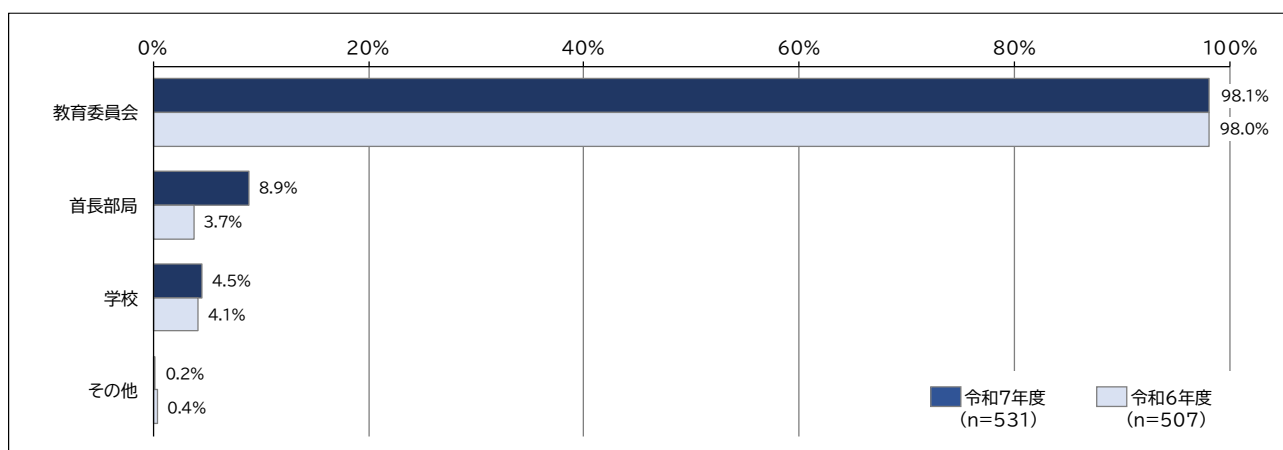
(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)



(3) 取組の実施主体

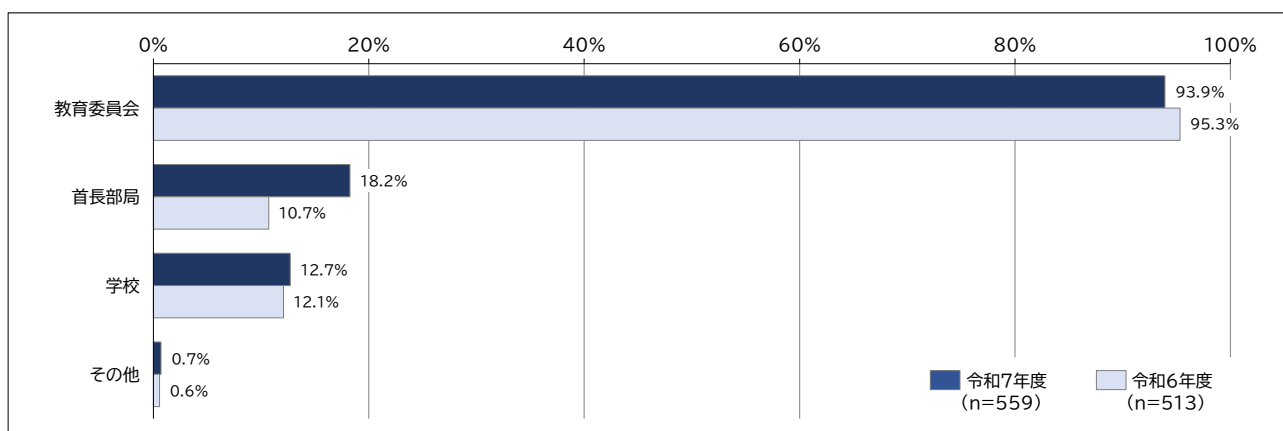
● 就学案内の継続送付

		総数 (n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和7年度	地方公共団体数	531	521	47	24	1
	構成比 (%)	100.0%	98.1%	8.9%	4.5%	0.2%
令和6年度	地方公共団体数	507	497	19	21	2
	構成比 (%)	100.0%	98.0%	3.7%	4.1%	0.4%



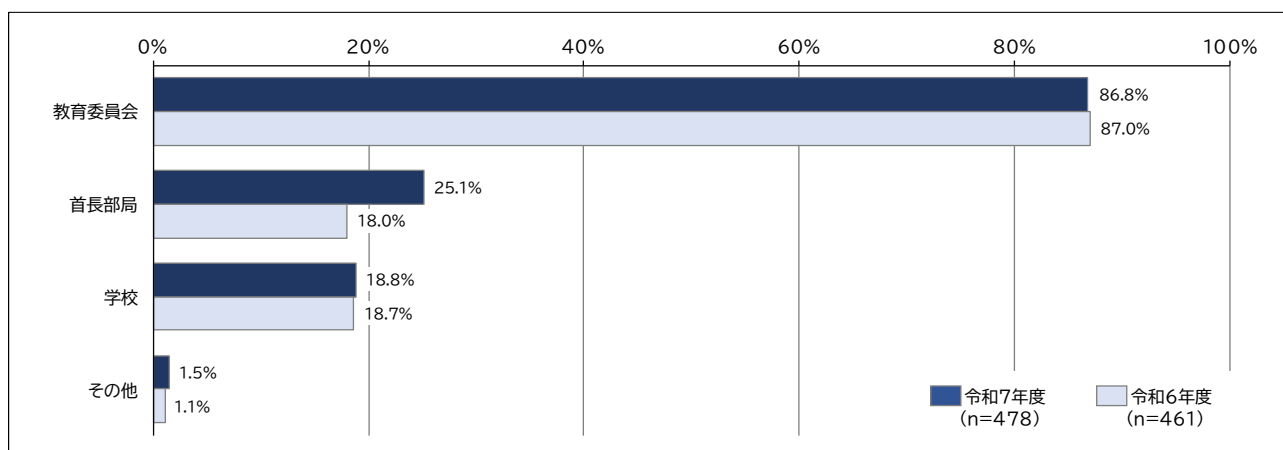
● 電話による個別確認や就学勧奨

		総数 (n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和7年度	地方公共団体数	559	525	102	71	4
	構成比 (%)	100.0%	93.9%	18.2%	12.7%	0.7%
令和6年度	地方公共団体数	513	489	55	62	3
	構成比 (%)	100.0%	95.3%	10.7%	12.1%	0.6%



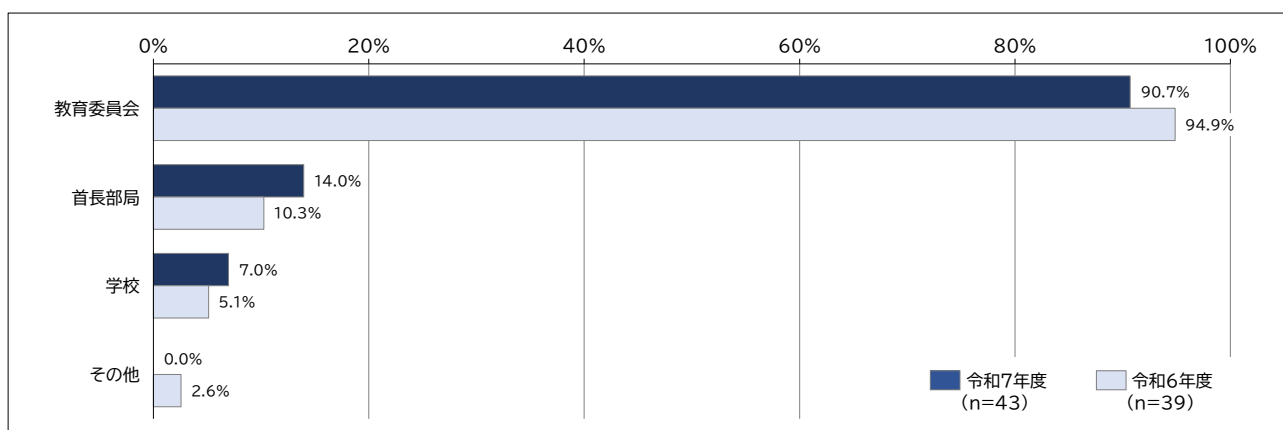
● 訪問による個別確認や就学勧奨

		総数 (n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和7年度	地方公共団体数	478	415	120	90	7
	構成比 (%)	100.0%	86.8%	25.1%	18.8%	1.5%
令和6年度	地方公共団体数	461	401	83	86	5
	構成比 (%)	100.0%	87.0%	18.0%	18.7%	1.1%



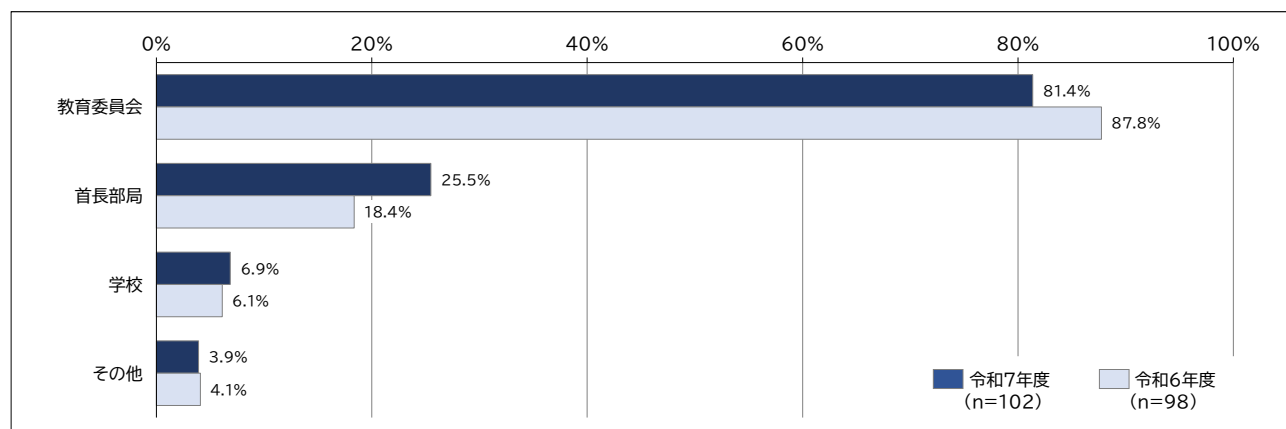
● 外国人学校との連携

		総数 (n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和7年度	地方公共団体数	43	39	6	3	0
	構成比 (%)	100.0%	90.7%	14.0%	7.0%	0.0%
令和6年度	地方公共団体数	39	37	4	2	1
	構成比 (%)	100.0%	94.9%	10.3%	5.1%	2.6%



● その他の取組

		総数 (n)	教育委員会	首長部局	学校	その他
令和7年度	地方公共団体数	102	83	26	7	4
	構成比 (%)	100.0%	81.4%	25.5%	6.9%	3.9%
令和6年度	地方公共団体数	98	86	18	6	4
	構成比 (%)	100.0%	87.8%	18.4%	6.1%	4.1%



2.2.14 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況（その他の取組）

Q24.

Q23で「(オ)その他の取組」に○を付けた場合、その取組内容を具体的にお答えください。

一部回答抜粋：

- 住民登録窓口の部署と連携しており、学齢期の子供のいる外国人家庭が転入手続きをした際に、教育委員会に情報共有するとともに、教育委員会に訪問するよう誘導している。
- 市内に転入または市内転居した子供について、住民登録窓口で保護者に就学状況を確認し、教育委員会に情報提供、学齢簿を編製するとともに、住民登録窓口で就学意向が未定または確認できなかった子供の保護者に対して、就学勧奨の通知を送付している。（令和6年6月より実施）
- 就学状況の不明な外国人世帯に照会文を送付し、実態の把握に努めた。
- 訪問の際に、就学についての通知を配付し、意思確認をする。
- 住民登録所管課において、就学先を確認する書類が自動的に発行されるため、保護者に記載してもらうことで、就学先を確認している。
- 就学先不明者には、年に一度、就学状況調査を実施し、状況の把握及び区立学校への就学案内を行っている。なお、その際に送付する調査票については、日本語・英語・韓国語・中国語（繁体字・簡体字の2種類）で作成し、調査を行っている。
- 教育委員会から就学案内や就学先確認の調査票を、就学先不明児童・生徒の保護者に継続送付すると同時に、就学先不明児童・生徒の情報を子供家庭支援センターに情報提供している。子供家庭支援センターが、対象児童・生徒を出入国調査やレセプト照会、外国人学校への電話等の調査を行い、安否・所在や就学先の確認を別途行っている。その結果を学務課に情報提供していただき、学齢簿に反映している。
- 幼保小の連携強化
- 外国籍児童生徒適応指導教室指導員による、外国人ネットワークを利用した聞き取り調査
- 就学状況が不明な外国人の子供について、東京出入国在留管理局へ出入国記録の照会を行い、状況把握に努めている。
- 就学通知・就学前検診通知時及び転入時において個別に就学案内を送付している
- 対象者へ就学案内をするとともに、就学先調査票を送付している。
- 不就学がない状況だが、もしその状況が発生したら上記の対応に加えて、国際交流協会と連携して通訳を介して説明を行うなどの対応を行う。

等

2.3 各種規定の整備

2.3.1 教育委員会の規則における「外国人の子供の教育」に関する規定の状況

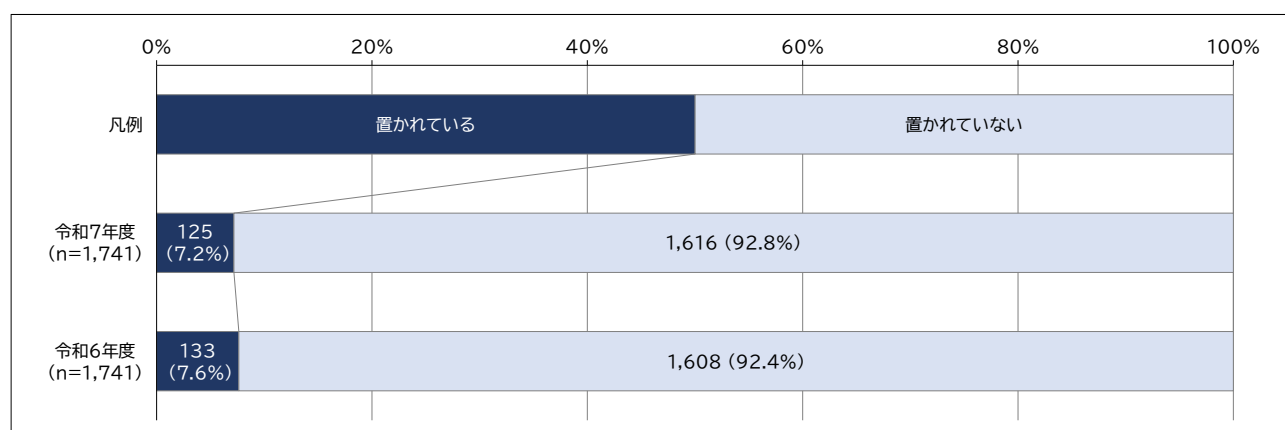
Q25.

貴教育委員会の事務分掌に関する規則において、「外国人の子供の教育」に関する規定が置かれていますか。

次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 全体

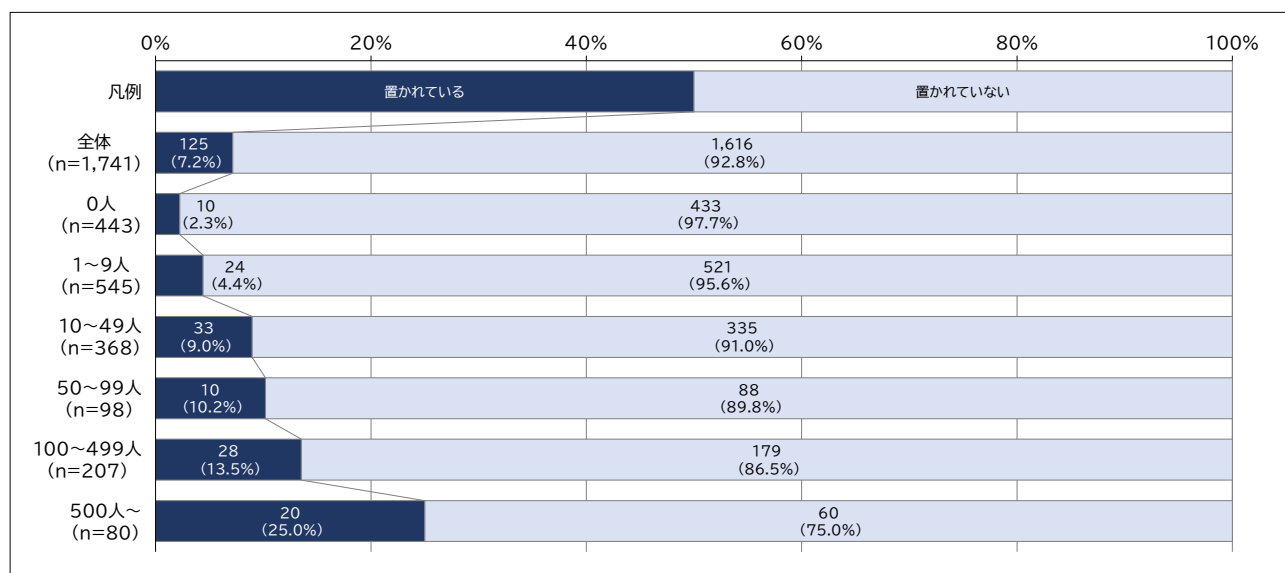
		総数 (n)	置かれている	置かれていない
令和7年度	地方公共団体数	1,741	125	1,616
	構成比 (%)	100.0%	7.2%	92.8%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	133	1,608
	構成比 (%)	100.0%	7.6%	92.4%



(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

	総数 (n)	地方公共団体数		構成比 (%)	
		置かれている	置かれていない	置かれている	置かれていない
全体 (n=1,741)	1,741	125	1,616	7.2%	92.8%
0人 (n=443)	443	10	433	2.3%	97.7%
1~9人 (n=545)	545	24	521	4.4%	95.6%
10~49人 (n=368)	368	33	335	9.0%	91.0%
50~99人 (n=98)	98	10	88	10.2%	89.8%
100~499人 (n=207)	207	28	179	13.5%	86.5%
500人~ (n=80)	80	20	60	25.0%	75.0%



2.3.2 地方公共団体の規則等における外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等に関する規定の状況

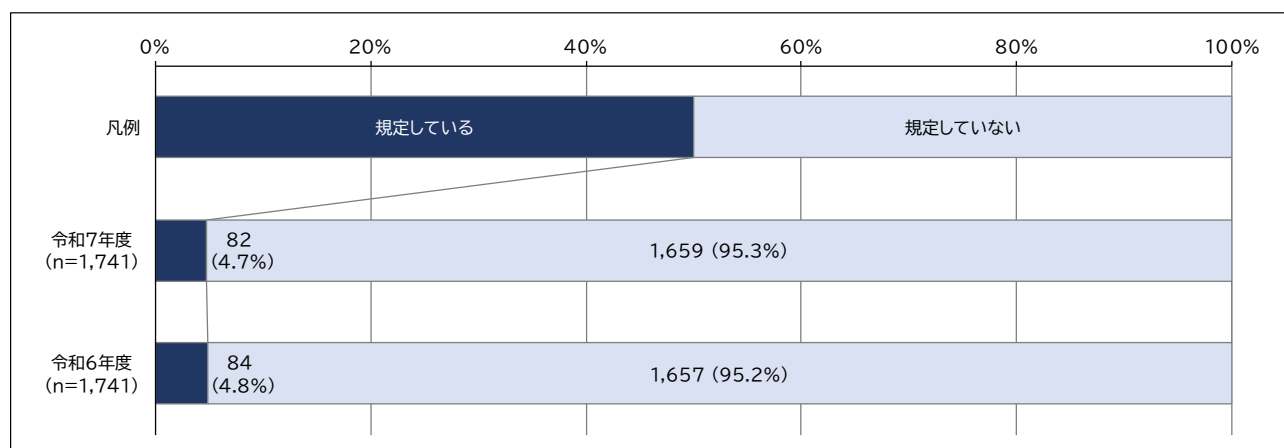
Q26.

貴地方公共団体の規則、内部規程等において、外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等について規定されていますか。

次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 全体

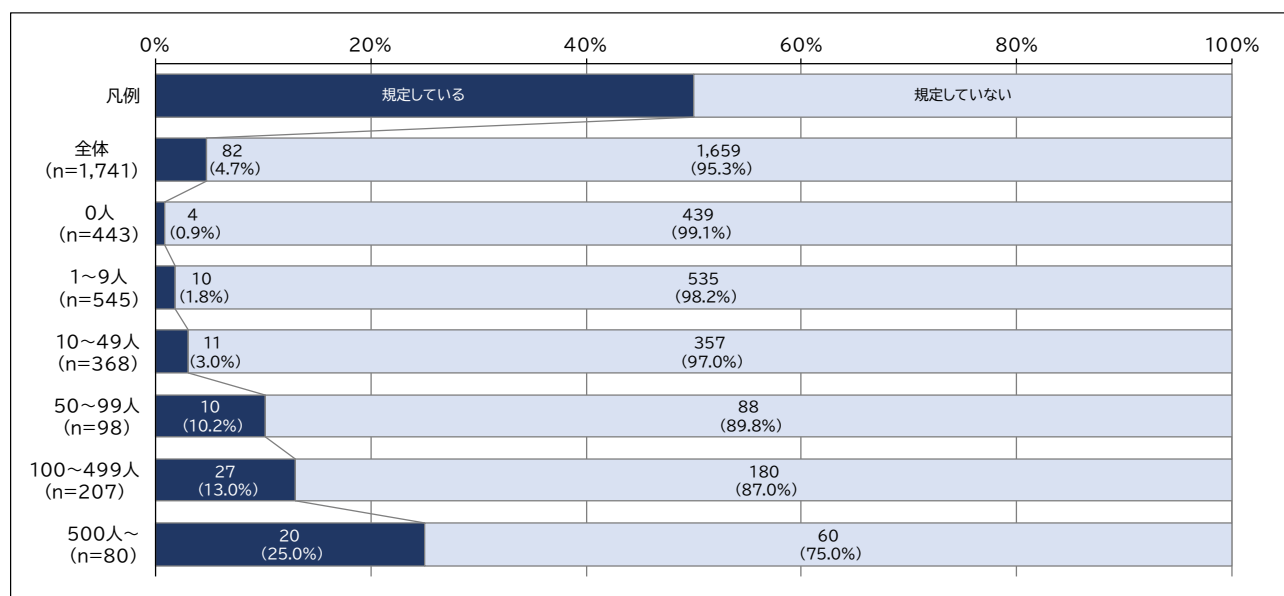
		総数 (n)	規定している	規定していない
令和7年度	地方公共団体数	1,741	82	1,659
	構成比 (%)	100.0%	4.7%	95.3%
令和6年度	地方公共団体数	1,741	84	1,657
	構成比 (%)	100.0%	4.8%	95.2%



(2) 令和7年度 外国人の子供の人数規模別

(Q3 (学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数) を基に分類)

	総数 (n)	地方公共団体数		構成比 (%)	
		規定している	規定していない	規定している	規定していない
全体 (n=1,741)	1,741	82	1,659	4.7%	95.3%
0人 (n=443)	443	4	439	0.9%	99.1%
1~9人 (n=545)	545	10	535	1.8%	98.2%
10~49人 (n=368)	368	11	357	3.0%	97.0%
50~99人 (n=98)	98	10	88	10.2%	89.8%
100~499人 (n=207)	207	27	180	13.0%	87.0%
500人~ (n=80)	80	20	60	25.0%	75.0%



2.3.3 規定している規則等の名称

Q27.

Q26で「(ア)規定している」と回答した場合、規定している規則等の名称をご記入ください。

一部回答抜粋：

- 外国につながるのある児童生徒受入れの手引き
 - 外国にルーツを持つ子供に対する就学支援事業実施要綱
 - 外国人の就学についての内規
 - 外国人児童・生徒の学習保障事業実施基準
 - 外国人児童生徒等にかかわる教育指針
 - 外国人就学許可規定
 - 外国人就学取扱要領
 - 外国人転入者の就学の事務処理について
 - 外国人等の就学及び体験入学に関する事務取扱要領
 - 外国籍児童・生徒の就学等に関する事務処理要領
 - 学校教育法施行細則
 - 学籍事務取扱の手引き
 - 義務教育就学に関する規則
 - 市に在住する外国人の市立小・中学校就学に関する規程
 - 就学を希望する外国人事務取扱
 - 小・中学校における外国人就学取扱要領
 - 特別就学申請等に関する事務取扱要領
 - 日本語指導が必要な児童生徒の受け入れの手引き
 - 日本語初期指導教室設置要項
- 等

2.4 その他

2.4.1 外国人の子供の就学促進に関する事例・今後予定している施策

Q28.

外国人の子供の就学促進に関して、貴地方公共団体の取組で効果を実感している事例や今後充実を図る予定の施策があれば、自由に記載してください。

一部回答抜粋：

(1) 就学状況の把握に関する取組例

● 部署間連携

- ・住民記録担当部署や子育て支援関係部署と連携し就学促進に取り組んでいる。
- ・市民課と連携し、住民登録をした外国人に対して就学案内を漏れなく行うことにより、外国人の保護者が子を就学させることを希望するにも関わらずその機会が損失されることを未然に防いでいる。今後も丁寧な対応を行っていく。
- ・住民登録窓口と連携して、学齢期児童・生徒のいる外国人世帯については、学校への就学希望の有無に関わらず教育委員会窓口には必ず立ち寄る仕組みの構築と日本の学校制度全般に対する説明の実施。
- ・住民登録を扱う部署と常に連携しながら就学事務を進めることで、外国人児童生徒の着実な就学ができています。
- ・首長部局と連携して行う継続的な家庭訪問

● 個別訪問・調査・面談

- ・不就学の児童生徒や、就学状況が把握できない児童生徒の家庭訪問を実施している。そのため、外国人の就学状況については、ほぼ把握できている。
- ・外国人が特別出張所で転入手続きを行う際には、就学の案内を行うと同時に就学状況のアンケートを行っており、一定の回答を得ている。また、就学状況が確認できない外国人に対しては、毎年調査票を発送している。
- ・校区内に居住している学齢期を迎える外国人児童に対して、言語に合わせた就学意向調査を実施している。就学意向調査の回答がない外国人児童に対しては、家庭訪問を行い就学の希望を確認している。また、就学の可能性がある児童生徒に対して、就学時検診の案内を送付し、就学時検診を受診する方に就学意向確認を行っている。外国人児童の就学は義務ではないため奨励活動は行っていないが、もれなく意思確認を行うようにしており、就学意志がある外国人児童には就学案内が行き届く体制を取っている。
- ・就学願の提出がなく、外国人学校へ入学及び、母国の学校でのオンライン学習を予定していない家庭については、外国籍児童生徒コーディネーターや教育委員会係員が何度も家庭訪問をして、日本の学校に入ることへの不安を聞いたり、子供が学ぶ場を保障することの大切さを説明したりして、粘り強く就学を勧めている。それによって、学齢期の子供の就学状況についての把握漏れを防ぐことができています。
- ・在籍確認がとれない児童生徒や不就学児童生徒のいる家庭を訪問することにより、家庭の状況がある程度把握できることや、保護者の子供への支援を直接伝え、就学を促すことができる。

(2) 就学に関する理解醸成のための取組例

● ガイダンスの実施

- ・他言語による進学ガイダンスの実施
- ・転入または入学手続きの際に渡せる学校ガイダンスの作成（日本の学校システムや困ったときの相談窓口等を記載）

- 市主催の就学ガイダンスの開催について検討
- 例年8月下旬に就学届の送付と同じタイミングで、11月に実施される就学ガイダンスの案内を送付している。そうすることで11月開催の就学ガイダンスには多くの外国につながる子供やその家族に参加いただいている。1月から3月にかけては就学前日本語教室を実施し、小学校で受ける授業体験や給食・掃除等の体験活動を行っている。また、保護者に対しては開催日に就学ガイダンスを行うとともに、幼稚園・保育園・こども園に指導主事が出向いて行う出前就学ガイダンスも実施し、日本の学校について知ってもらう機会を設けている。
- 新入学児童対象に就学ガイダンスを毎年行っており、保護者の就学に対する不安感を少しでも解消しようと取り組んでいる。
- 外国にルーツのある児童生徒交流会を市内全ての中学校区で実施している。（レクリエーション、文化のワークショップ、進路ガイダンス）

● 支援員の活用

- 定住外国人就学支援員制度があり、市内小・中学校に通う児童生徒に対して、授業や日本語の指導を中心に学校生活全般にわたるサポートを行っている。（5月1日現在支援員6名）
- 必要に応じて「外国人子女支援員」を派遣し、日本での学校生活に慣れるまでサポートしている。その制度を保護者に知らせることで、安心して就学できるようにしている。
- 日本語指導員の配置について、予算は確保しているものの指導員の確保が困難なため、指導員を確保し、指導体制の充実を目指している。
- 市雇用学力向上非常勤講師を1名配置し、小学校2校、中学校1校の外国人児童生徒の支援指導をしている。
- 日本語指導員5名（会計年度任用職員）を、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する本市立学校に派遣している。今後も必要に応じて対応していく。

● その他の取組

- 学校に対する翻訳用タブレットの貸し出しや地域おこし協力隊が実施している日本語教室参加、週2～3回程度取り出し授業で日本語支援を行うなど、該当生徒へのサポートを充実させるほか、学校からの通知文書や申請書の翻訳等の保護者への支援を行うことで、就学の継続を促すことができている。
- 多言語指導に対応するために、県国際交流協会と連携を図り、対応することができるような体制を整えている。
- 当市においても年々外国人の子供が増加傾向にあり、県費の指導員に加え、市の予算において日本語指導員を小中学校に配置しているが、近年その需要が拡大しており、今後も人員を増やして対応する予定である。
- 翻訳機（主に1対1での会話に活用）や翻訳アプリ（教師が話したことがタブレット画面に翻訳されて表記）により、スムーズに学習に取り組んでいる。
- 他言語による進学ガイダンスの実施

（3）外国人児童生徒等の受入れに関する取組例

● 学校現場での支援体制整備

- 外国から保護者が就労目的で来日する場合、人材派遣会社から事前に連絡をもらうなどの連携を図っているため、来日（来市）前に情報を得ることが可能な場合がある。
- 小中学校への通訳の配置、日本語指導を行うための職員配置。外国にルーツのある児童生徒を対象とした外国籍児童生徒第三の居場所事業を実施中。
- 適切な日本語指導と通訳担当の配置
- 必要に応じて日本語指導の実施についても説明し、速やかに学校と連携している。
- 教育活動支援員を県費と町費で確保し、日本語指導員として該当児童のいる学校へ派遣することで、就学後の学習環境を整えている。

● 他組織との連携

- 町と大学と提携している経緯から、オンラインでの日本語指導を行っている。また、大学からも協力をいただき、日本語指導に関わっていただいている。
- 外国から入国してくる方への案内として、翻訳アプリの導入や通訳担当の配備
- 窓口での就学案内・NPO法人との連携・不就学実態調査時の就学案内

● 言語サポート、その他の取り組み

- 様々な言語に対応する人材の確保は難しいため、AI翻訳機などのデジタル機器を導入しており、学校における個別対応や協働学習はもちろん、一斉指導においても一定の効果があがっている。
- タブレット端末等を利用して、適応支援を行っている。
- 言語が多様化し、補助員の確保が難しくなっているため、今後は翻訳アプリの導入を検討している。

参考資料

令和7年度外国人の子供の就学状況等調査 調査票

設問No	問タイプ	回答対象者	数値/項目/選択肢																																																																																																																							
基本情報																																																																																																																										
Q1	SA	全員	都道府県・市区町村を入力してください。																																																																																																																							
			① 都道府県																																																																																																																							
			② 市区町村 ※都庁は入力不要です。																																																																																																																							
Q2	FA	全員	以下の内容を入力してください。																																																																																																																							
			① 教育委員会名																																																																																																																							
			② 教育委員会コード(6桁)																																																																																																																							
			③ 担当部署																																																																																																																							
			④ 担当者																																																																																																																							
			⑤ 連絡先(電話)																																																																																																																							
			⑥ 連絡先(電子メール)																																																																																																																							
			⑦ 人口 人 2025年5月1日 現在																																																																																																																							
			⑧ 住民基本台帳上の外国人数 人 2025年5月1日 現在																																																																																																																							
<p>【全体に係る留意事項】</p> <p>○本調査は、2025年5月1日現在で記入する。</p> <p>○本調査における外国人とは、貴地方公共団体に住民登録がされている日本国籍を持っていない者とし、日本国籍との二重国籍者は含めないこととする。</p> <p>○「貴地方公共団体」と明示して質問している項目については、教育委員会に限らず、自治体内の他部署の取組等も含むこととする。</p> <p>○「貴教育委員会」と明示して質問している項目については、他部署の取組等は含めないこととする。</p>																																																																																																																										
第1章 就学状況の把握																																																																																																																										
Q3	数値入力	全員	貴地方公共団体における学齢相当の外国人の子供について、次の区分(生年月日を基準とする)に従い住民基本台帳上の人数を回答してください。なお、本項目は、 2025年5月1日 を基準日として回答してください。																																																																																																																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住民基本台帳上の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小・1相当</td><td></td></tr> <tr><td>小・2相当</td><td></td></tr> <tr><td>小・3相当</td><td></td></tr> <tr><td>小・4相当</td><td></td></tr> <tr><td>小・5相当</td><td></td></tr> <tr><td>小・6相当</td><td></td></tr> <tr><td>小学生相当計</td><td>0</td></tr> <tr><td>中・1相当</td><td></td></tr> <tr><td>中・2相当</td><td></td></tr> <tr><td>中・3相当</td><td></td></tr> <tr><td>中学生相当計</td><td>0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	区分	住民基本台帳上の人数	小・1相当		小・2相当		小・3相当		小・4相当		小・5相当		小・6相当		小学生相当計	0	中・1相当		中・2相当		中・3相当		中学生相当計	0	合計	0																																																																																													
区分	住民基本台帳上の人数																																																																																																																									
小・1相当																																																																																																																										
小・2相当																																																																																																																										
小・3相当																																																																																																																										
小・4相当																																																																																																																										
小・5相当																																																																																																																										
小・6相当																																																																																																																										
小学生相当計	0																																																																																																																									
中・1相当																																																																																																																										
中・2相当																																																																																																																										
中・3相当																																																																																																																										
中学生相当計	0																																																																																																																									
合計	0																																																																																																																									
Q4～Q9	数値入力	全員	貴地方公共団体における学齢相当の外国人の子供について、次の区分に従い人数を回答してください。																																																																																																																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">就学</th> <th rowspan="2">Q8: ③不就学</th> <th rowspan="2">Q7: ④転居・出国(予定含む)</th> <th rowspan="2">Q8: ⑤就学状況把握できず</th> <th rowspan="2">Q9: ⑥その他</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">Q3 住民基本台帳の人数との差</th> </tr> <tr> <th>Q4: ①義務教育諸学校</th> <th>Q5: ②外国人学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小・1相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>小・2相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>小・3相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>小・4相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>小・5相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>小・6相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>小学生相当計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>中・1相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>中・2相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>中・3相当</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>中学生相当計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>合計</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1)表のそれぞれの区分につき、人数を記入してください。該当する者がいない場合は「0」と記入してください。</p> <p>(注2)「小・〇相当」「中・〇相当」の区分については、生年月日を基準に回答してください。ただし、生年月日を基準とした回答が困難な場合には、在籍する学年を基準に回答しても構いません。</p> <p>(注3)本項目でいう「就学」とは、学校教育法上の「就学」とは異なり、義務教育諸学校のほか、外国人学校への在籍も含むこととする。</p> <p>(注4)①義務教育諸学校とは、国立私立小・中・義務教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)を指します。(Q1以降も同様)</p> <p>(注5)②外国人学校とは、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設を指し、各種学校として認可されているか否かを問いません。(Q1以降も同様)</p> <p>(注6)③不就学とは、①義務教育諸学校、②外国人学校のいずれにも就学していないことを指します。</p> <p>地域の日本籍児童等に通っていても、①②に在籍していない場合はこれに含まれます。(Q11以降も同様)</p> <p>(注7)④転居・出国とは、就学しておらず、住民基本台帳に記載が残っているが、実際としては既に転居・出国していること又は近期中にその予定であることを指します。</p> <p>(注8)⑤就学状況把握できずとは、就学家内の送付、家庭訪問、電話等により就学状況の把握を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の把握ができなかったことを指します(就学状況の把握を試みていない者は除く)。</p> <p>(注9)⑥その他とは、就学状況の把握を試みたが、①～⑤のいずれにも該当しない場合を指します(就学状況の把握を試みていない者は除く)。</p>	区分	就学		Q8: ③不就学	Q7: ④転居・出国(予定含む)	Q8: ⑤就学状況把握できず	Q9: ⑥その他	計	Q3 住民基本台帳の人数との差	Q4: ①義務教育諸学校	Q5: ②外国人学校	小・1相当							0	0	小・2相当							0	0	小・3相当							0	0	小・4相当							0	0	小・5相当							0	0	小・6相当							0	0	小学生相当計	0	0	0	0	0	0	0	0	中・1相当							0	0	中・2相当							0	0	中・3相当							0	0	中学生相当計	0	0	0	0	0	0	0	0	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	就学		Q8: ③不就学		Q7: ④転居・出国(予定含む)	Q8: ⑤就学状況把握できず							Q9: ⑥その他	計	Q3 住民基本台帳の人数との差																																																																																																											
	Q4: ①義務教育諸学校	Q5: ②外国人学校																																																																																																																								
小・1相当							0	0																																																																																																																		
小・2相当							0	0																																																																																																																		
小・3相当							0	0																																																																																																																		
小・4相当							0	0																																																																																																																		
小・5相当							0	0																																																																																																																		
小・6相当							0	0																																																																																																																		
小学生相当計	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																		
中・1相当							0	0																																																																																																																		
中・2相当							0	0																																																																																																																		
中・3相当							0	0																																																																																																																		
中学生相当計	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																		
Q10	FA	Q9が1以上	Q9における「⑥その他」に該当がある場合は、その状況及び人数を記入してください。(例:中・3相当の「⑥その他」に1人該当がある場合、「中・3相当 高等学校に通学している 1人」のように記入)																																																																																																																							
			自由記述:																																																																																																																							

第2章 就学促進の取組			
			(注)Q11からQ24の設問については、調査の時点で外国人の子供が居住していない地方公共団体においても、居住があった場合にどの選択肢での対応を行うことになっているのかという観点から回答をお願いします。
Q11	SA	全員	貴教育委員会では、外国人の子供に関する転入等の情報を通常どのように取得していますか。 次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。
			(ア) 住民登録情報等を扱う部署等に対し、教育委員会が申請等の手続きを行うことで取得している
			(イ) 住民登録情報等を扱う部署から自動的に共有される
			(ウ) 特段の情報取得は行っていない
Q12	SA	全員	貴地方公共団体において外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学のご案内も行っていますか。 (住民登録窓口から教育委員会等へ案内し、そこで就学に関する説明を行っている場合等を含む) 次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。
			(ア) 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている
			(イ) 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている
			(ウ) 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている
			(エ) 就学に関する資料配布のみを行っている
			(オ) 特段何も行っていない
			(カ) その他
	FA		その他の具体的な内容:
Q13	MA	Q12(ア)~(ウ)	Q12で(ア)~(ウ)を選択した場合、就学に関する説明を行っている者について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。
			(ア) 住民登録窓口の職員
			(イ) 教育委員会の職員
			(ウ) ソーシャルワーカー等の専門職
			(エ) その他
	FA		その他の具体的な内容:
Q14	SA	全員	貴地方公共団体では、就学ガイドブック等、就学のご案内に関する資料の備付け・配布を行っていますか。(Q20の就学案内の家庭への送付を除く) 次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。
			(ア) 行っている
			(イ) 行っていない
Q15	MA	Q14(ア)	Q14で「ア」を行っている」と回答した場合、その備付け・配布先について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。
			(ア) 地方公共団体関係部署窓口(住民基本台帳、教育、福祉、多文化共生部署等)や国際交流協会等の外部団体
			(イ) 在住外国人が多く雇用されている地元企業
			(ウ) 在住外国人が多く利用する飲食店や商業施設
			(エ) ハローワーク
			(オ) 地方出入国在留管理局
			(カ) NPO等の民間団体
			(キ) 地方公共団体ホームページに掲載
			(ク) その他
	FA		その他の具体的な内容:
Q16	MA	Q14(ア)	Q14で「ア」を行っている」と回答した場合、資料の内容はどのような言語で記載していますか。 次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。
			(ア) 日本語
			(イ) (ア)のうち配属あり日本語 (※)日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいよう何らかの配慮を行っている場合。
			(ウ) 英語
			(エ) 中国語
			(オ) 韓国・朝鮮語
			(カ) ベトナム語
			(キ) ネパール語
			(ク) スペイン語
			(ケ) ポルトガル語
			(コ) フィリピン語
			(サ) インドネシア語
			(シ) タイ語
			(ス) ミャンマー語
			(セ) カンボジア語
			(ソ) モンゴル語
			(タ) その他
	FA		その他の具体的な内容:
Q17	SA	全員	貴地方公共団体では、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムを導入し、外国人の子供に対しても適用していますか。 次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。
			(ア) システムを導入しており、外国人の子供に対しても適用している
			(イ) システムを導入しているが、外国人の子供に対しては適用していない
			(ウ) システム自体を導入していない
Q18	SA	全員	貴教育委員会では、学齢簿の編製にあたり、学齢の外国人の子供についても一体的に就学状況を管理していますか。 次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。
			(ア) 全ての外国人の子供について行っている
			(イ) 義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について行っている
			(ウ) 行っていない
Q19	FA	Q18(イ)(ウ)	Q18において、(イ)又は(ウ)と回答した教育委員会においては、行うことが出来ない事情を具体的にお答えください。
			自由記述:

Q20	MA	全員	貴地方公共団体における、外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付について、次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。																																														
			(ア) 小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している																																														
			(イ) 中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している																																														
			(ウ) 送付していない(単独選択)																																														
Q21	MA	Q20=(ア)イ	Q20で(ア)又は(イ)を選択した場合、どのような言語での案内を行っていますか。次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。																																														
			(ア) 日本語																																														
			(イ) (ア)のうち配属あり日本語 (※)日本語ではあるが、やさしい日本語、ルビ振りなど、外国人が読みやすいような何らかの配慮を行っている場合。																																														
			(ウ) 英語																																														
			(エ) 中国語																																														
			(オ) 韓国・朝鮮語																																														
			(カ) ベトナム語																																														
			(キ) ネパール語																																														
			(ク) スペイン語																																														
			(ケ) ポルトガル語																																														
			(コ) フィリピン語																																														
			(サ) インドネシア語																																														
			(シ) タイ語																																														
			(ス) ミャンマー語																																														
			(セ) カンボジア語																																														
			(ソ) モンゴル語																																														
			(タ) その他																																														
	FA		その他の具体的な内容:																																														
Q22	MA	全員	外国人の就学促進に係る支援として、貴地方公共団体においてどのような取組を実施していますか。次の選択肢の中から該当するものを全て選択してください。																																														
			(ア) 就学ガイドンス																																														
			(イ) 外国人を対象とした相談窓口の設置																																														
			(ウ) プレスクール(就学前の幼児を対象として、入学後の学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等の取組)																																														
			(エ) プレクラス・初期指導教室(学前期の子供を対象として、学校入学前や入学後初期段階に、初期の日本語指導等を集中的に行う取組)																																														
			(オ) 乳幼児健診や予防接種の受診率における情報提供																																														
			(カ) 幼稚園・認定こども園等への就園機会の確保(園児募集や手続き等における多言語化など)																																														
			(キ) その他の取組																																														
	FA		その他の具体的な内容:																																														
			(ク) 特に実施していない																																														
Q23	MAMT	全員	就学状況が不明又は不就学の外国人の子供の就学状況の把握や就学の促進のために貴地方公共団体が実施している取組とその実施主体について、次の表の該当する欄全てに○を付けて回答してください。																																														
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">該当する取組に○</th> <th colspan="4">実施主体 ※該当する主体に○</th> </tr> <tr> <th>教育委員会</th> <th>首長部局</th> <th>学校</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 就学案内の継続送付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) 電話による個別確認や就学勧奨</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ) 訪問による個別確認や就学勧奨</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(エ) 外国人学校との連携</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(オ) その他の取組</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(カ) 特に実施していない</td> <td></td> <td colspan="4">一(ア)～(オ)のどの取り組みも実施していない場合は(カ)を選択してください。</td> </tr> </tbody> </table>		該当する取組に○	実施主体 ※該当する主体に○				教育委員会	首長部局	学校	その他	(ア) 就学案内の継続送付						(イ) 電話による個別確認や就学勧奨						(ウ) 訪問による個別確認や就学勧奨						(エ) 外国人学校との連携						(オ) その他の取組						(カ) 特に実施していない		一(ア)～(オ)のどの取り組みも実施していない場合は(カ)を選択してください。			
	該当する取組に○	実施主体 ※該当する主体に○																																															
		教育委員会	首長部局	学校	その他																																												
(ア) 就学案内の継続送付																																																	
(イ) 電話による個別確認や就学勧奨																																																	
(ウ) 訪問による個別確認や就学勧奨																																																	
(エ) 外国人学校との連携																																																	
(オ) その他の取組																																																	
(カ) 特に実施していない		一(ア)～(オ)のどの取り組みも実施していない場合は(カ)を選択してください。																																															
Q24	FA	Q23=(オ)	Q23で「(オ)その他の取組」に○を付けた場合、その取組内容を具体的に教えてください。																																														
			自由記述:																																														
第3章 各種規定の整備																																																	
Q25	SA	全員	貴教育委員会の事務分掌に関する規則において、「外国人の子供の教育」に関する規定が置かれていますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。																																														
			(ア) 置かれている																																														
			(イ) 置かれていない																																														
Q26	SA	全員	貴地方公共団体の規則・内部規程等において、外国人の子供に係る就学案内や就学に関する手続き等について規定されていますか。次の選択肢の中から該当するものを1つ選択してください。																																														
			(ア) 規定している																																														
			(イ) 規定していない																																														
Q27	FA	Q26=(ア)	Q26で「(ア)規定している」と回答した場合、規定している規則等の名称をご記入ください。																																														
			自由記述:																																														
第4章 その他																																																	
Q28	FA	全員	外国人の子供の就学促進に関して、貴地方公共団体の取組で効果を感じている事例や今後実施を予定の施策があれば、自由に記載してください。																																														
			自由記述:																																														